



しあわせ信州

【注意】

内容は、令和6年12月時点のものです。
令和7年度予算の編成過程で変更になる場合があります。

**令和7年度「地域発 元気づくり支援金」
説 明 会 資 料**

＜事業募集期間＞

令和7年1月6日（月）～2月3日（月）

令和6年12月

長野県

長野県では、地域の自主的な取り組みを支援しています。

目 次

・ 令和7年度 地域発 元気づくり支援金の概要	1
・ 事業申請にあたっての留意点等	12
・ 「地域発 元気づくり支援金」よくあるご質問	21
・ 令和7年度 地域発 元気づくり支援金 実施フロー図	30
・ 地域発 元気づくり支援金交付要綱・要領	32
・ 各種申請様式等	53
・ お問い合わせ先一覧	80

地域発 元気づくり支援金の見直しについて①

なぜ見直すのか

- ・ 元気づくり支援金は平成19年に創設、17年が経過。
- ・ 成果がある一方で、課題が出てきているとともに地域づくりを取り巻く状況が変化してきている。



県と市町村との協議の場（R6.5.21）確認事項

これまでの成果と現状・課題、及び制度創設以降の状況変化等を踏まえ、今後の支援金制度のあり方について、県・市町村共同によるワーキンググループを設置し、下記の観点から検討する。

観点① 地域づくりに係る県と市町村の役割分担

県と市町村はそれぞれどのような取組を支援するのか

観点② 今後の地域づくり活動への支援のあり方

持続可能な地域づくりに向けどのような事業を支援していくべきか

地域発 元気づくり支援金の見直しについて②

検討の経過

- ・ 県と市町村（26市町村が参加）で設置したワーキンググループで検討（R6. 7月～10月に3回開催）
 - ・ 検討結果（見直し案）を「県と市町村との協議の場」（R6.11.11）で報告
- ➡ 見直しを令和7年度から行うことで合意

見直しの内容

元気づくり支援金による支援対象を以下の2つのタイプの事業に重点化

新基準A 広域的な連携事業

新基準B 人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業

変わること

採択の審査をする際の選定基準が追加

- ➡ これまでの選定基準に加えて
新基準Aか新基準Bのどちらかを
満たす必要あり

変わらないこと

目的、対象分野、認定基準以外の要件等はそのまま

- ※ 「住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業」を支援
- ※ 幅広い分野の事業を支援（福祉、教育、文化、環境、観光、農業…）

新基準A 「広域的な連携事業」とは

基準として求める要件

事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携していること（主体としての広域性）

○	×
A市の団体とB町の団体が連携して実施する	A市内の複数の団体が連携して実施
A市とC村が連携して実施	A市の団体が、A市以外からも参加者を募集して実施
広域連合、一部事務組合として実施	A市の団体が、開催地域をA市・B市・C市として実施
DMO（地域DMOを除く）として実施	〇〇市（町・村）観光協会が単独実施する観光振興事業

要件の趣旨

- ・ 広域自治体である県として、広域性のある事業を支援
- ・ 人口減少下でも持続可能な取組につながる、事業主体の広域化を促進

採択の対象となる事業

新基準A+現行の選定基準を満たす場合は、
これまでの元気づくり支援金と同様の事業（次項参照）が採択対象

申請方法

申請は代表となる主体が行っても、連携する団体が
形成した共同体として行ってもいずれでも可

(参考) これまでの元気づくり支援金の事業例

事業区分	現行制度の事業例
地域協働の推進	・地域づくり市民フォーラムの開催
保健、医療、福祉の充実	・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり
教育、文化の振興	・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備
安全・安心な地域づくり	・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援
環境保全、景観形成	・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホテルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業

事業区分	現行制度の事業例
産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援事業
市町村合併に伴う地域の連携の推進	・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
その他	・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの機会の提供

※ 令和7年度以降も事業区分（対象となる分野）に変更はありません。

新基準B 「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」とは

基準として求める要件

要件 1

地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定していること

現状の課題

事業実施による
成果の検証困難

- 事業計画に地域への効果として**達成したかどうか明確に判断することができる成果目標**の記載を必須とする
 - ➡ 事業の成果が検証しにくい目標は不可（事業の参加者〇人、事業参加者の意識変容割合〇% 等）
 - ➡ 可視化できる目標を設定（〇〇を行う拠点の整備、仕組みづくり、組織の立ち上げ、人材育成 等）
- 目標は単年度中に達成できるものだけでなく、補助を受ける**年度を超える目標も設定可能**
 - ➡ 年度を超える目標を設定した場合は、実績報告時に進捗状況を報告
 - ➡ 最終的な目標の達成状況は、フォローアップ調査で確認

要件 2

補助金活用後の**自走のビジョンが明確であること（自走性）**

現状の課題

自走が困難な
団体の割合増加

- 事業計画に**資金計画の記載を必須**とする（事業に関する収入の見込みを記載）
 - ➡ 元気づくり支援金申請時から、将来的な自走を意識し、持続的な活動の検討を求める

要件の趣旨

明確な成果と自走性があり、他の地域への波及効果が期待できるモデル性の高い事業を支援

新基準の要素を持つこれまでの事業例について

※ 事業例は別途提示予定

広域的な連携の要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R2・南信州	農業担い手移住就農促進事業	圏域内の市町村が連携して事業を実施
R3・上田	山城の魅力発信と保全・活用による地域振興事業	複数市町村が連携、複数市町村の団体に協議会を設立

成果目標となりうる要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R3・諏訪	玉川山田どじょうプロジェクト	古民家を改修し、地域を学び、交流の拠点となる施設を整備
R2・佐久	常和を元気にする復興まちづくり事業	自主避難基準の作成、防災リーダーの育成

自立性（自走性）の要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R4・上田	蚕都上田・リベラルアーツ音楽祭	事業収入を増やしていくとともに、地元企業の協賛も検討
H26・北アルプス	地域の特性を活かした自転車イベント立ち上げ事業	参加者や協賛企業からの大会収入により自走した事業実施

見直し後に対象外となる事業例

今回の見直し後に対象外となる事業	具体的な事業例
① 広域性がなく、効果が単一の市町村域内にとどまる事業	- 一部区域の住民が協働で行う道路の補修事業や地元の公園、公民館、花壇等の整備事業 - 地縁団体や住民自治協議会等が自地域の振興のために実施する事業 〇〇市（町・村）観光協会が単独で実施する観光振興事業
② 成果目標が可視化できず、事後に成果の検証ができない事業	- 単に意識啓発・普及啓発にとどまる事業 - 単発のイベント事業 ※ 成果目標は、イベント参加者数など、事業自体の実施目標ではなく、<u>事業実施後に、地域の住民生活にどのような目に見える変化をもたらすか</u>により設定。
③ 将来にわたり補助金の受給を前提とした自走性の低い事業	同一団体が事業内容を変えながら毎年継続的に申請を行っている、観光イベントや地域イベント事業

※ ②と③に該当する事業であっても、広域的な連携事業に該当する場合は対象になりうる

制度の見直しに合わせて行う対応について

経過措置期間の設定（2年間）

新基準に対応するための事業構築や、
市町村の独自補助事業に係る対応準備には
一定の時間が必要



**R7～8年度は、新基準に該当しない場合も、
現行の選定基準に該当する事業を予算の
範囲内で引き続き採択**

- ※ 採択は新基準に該当する事業を優先
- ※ 直近（R6年度）の新規採択事業が現行基準で
3年目まで実施可能となるよう2年間の措置期間を設置

総合支援窓口の設置

元気づくり支援金の支援対象を重点化するため
申請者にとって事業構築のハードルが上がる

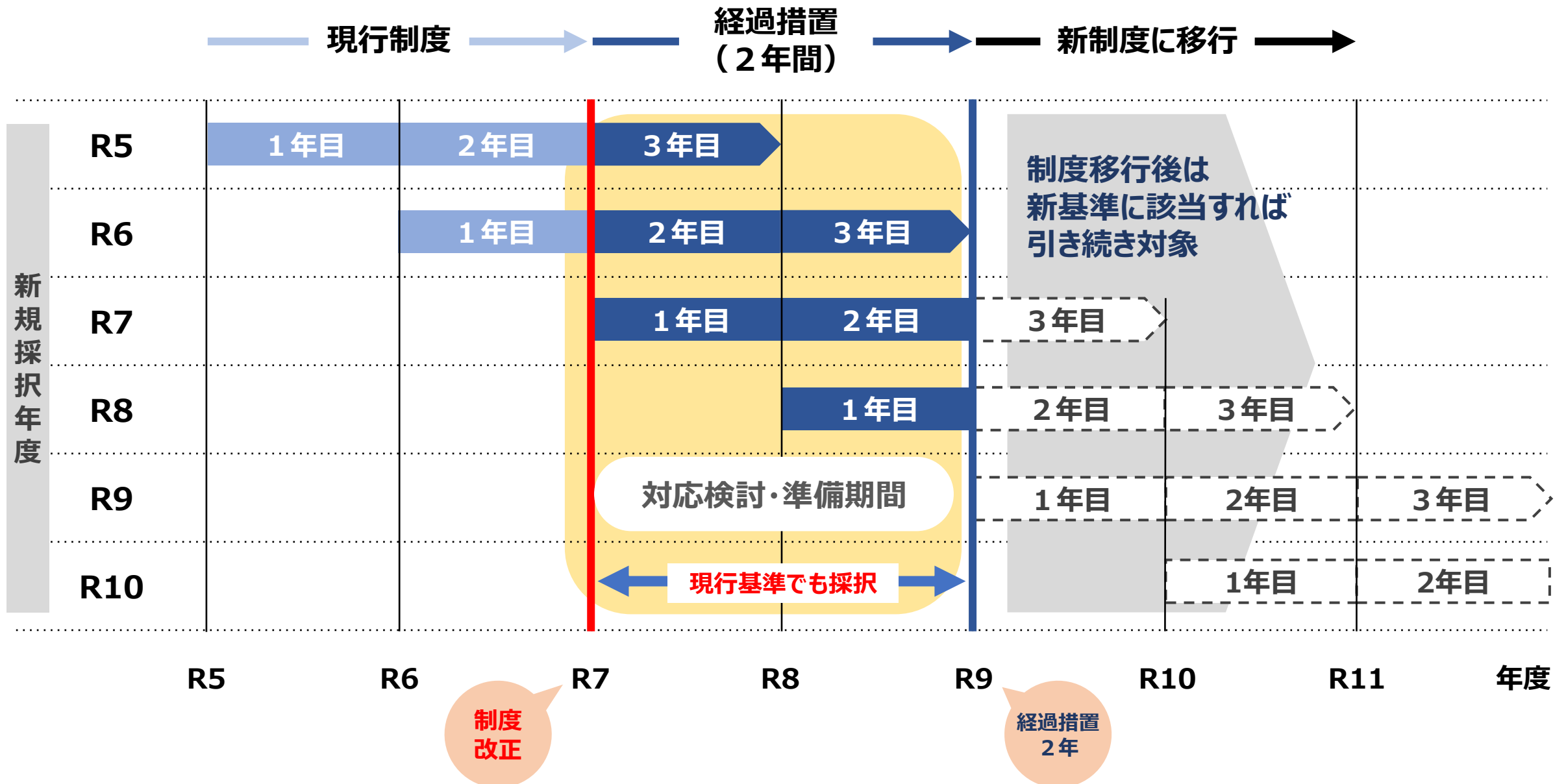


**各地域振興局に総合支援窓口を設置し、
地域づくり団体等の取組のレベルアップや
活動基盤の強化に向けた相談・助言など
きめ細かな支援を実施**

（主な支援内容）

- ・ 支援金の活用に関する助言（新基準該当への助言）
- ・ 広域的な連携事業に向けたマッチング支援
- ・ 地域づくり活動に関する各種相談、助言 など

新基準への移行イメージ



地域づくり活動への支援機能の充実・強化について

- 対象事業の重点化を行った場合、新基準に該当する事業の構築は公共的団体にとって一定のハードルとなることが予想される。
- 県として、地域づくり団体の取組のレベルアップや活動基盤の強化に向けた相談・助言など、きめ細かな支援を併せて行っていくことが必要。

【対応策】10地域振興局に地域づくり活動に係る総合支援窓口を設置

業務内容	地域づくり活動に関する 各種相談対応や取組への助言、地域内外のプレイヤーとの繋ぎ などの伴走支援
ポイント	<u>☑地域振興局が持つネットワークやデータを最大限活用</u> 市町村、地域おこし協力隊、地域づくり団体、他の地域振興局など、地域振興局がこれまで構築してきた様々なネットワークやデータを最大限活用して対応 ⇒ 事業内容の相談、関連する活動をする者・団体とのつなぎ、過去事例・他制度・財源の紹介等 <u>☑専門的知識を必要とする内容にも対応</u> 地域振興局と本庁が連携し、取組の展開に関する助言や資金調達のノウハウなど、専門的知識を必要とする内容にも対応できる体制を整備

重点テーマの取扱いについて

現行制度での取扱い

これまで重点テーマ（県全域テーマ・地域テーマ）に該当する事業は、補助率をかさ上げ

R6県全域テーマ

①女性・若者に選ばれる県づくり

②2050ゼロカーボンに向けた取組の推進

※ 地域テーマは各地域振興局で設定

令和7年度以降の取扱い

これまでの重点テーマに代えて、信州未来共創戦略（仮称）案※に基づく、

県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げ

※補助率のかさ上げ対象は、新基準に該当し、かつ重点支援対象事業に該当する事業に限る。

（参考）現行制度の補助率

事業	対 象 者	通常	重点テーマ
ソフト	市町村等、公共的団体等	3/4以内	4/5以内
ハード	市町村等（下記市町村除く。）	1/2以内	2/3以内
	財政力指数が県平均以下市町村	2/3以内	3/4以内
	公共的団体等		

重点支援対象事業例（候補案） ※戦略の内容を踏まえて検討中

- ・ 地域課題解決の核となるコミュニティビジネスの創出に資する事業
- ・ 地域ごとのユースセンター（高校生の居場所など）の設置に資する事業
- ・ 担い手が不足する分野へのマルチワーカーの移住促進に資する事業（特定地域づくり事業協同組合の設立等）
- ・ 地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に資する事業（拠点整備や仕組みづくり、中間支援組織の設立・育成等）

※ 令和6年12月現在の予定のため、内容の一部が変更になる場合があります。

1 趣 旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

2 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等(県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体)

3 交付対象事業

- (1) 自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業
 - ① 地域協働の推進に関する事業
 - ② 保健、医療、福祉の充実に関する事業
 - ③ 教育、文化の振興に関する事業
 - ④ 安全・安心な地域づくりに関する事業
 - ⑤ 環境保全、景観形成に関する事業
 - ⑥ 産業振興、雇用拡大に関する事業
 - ア 特色ある観光地づくり
 - イ 農業の振興と農山村づくり
 - ウ 森林づくりと林業の振興
 - エ 商業の振興
 - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
 - ⑦ 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
 - ⑧ その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業
- (2) これまでの重点テーマに代えて、令和7年度からは信州未来共創戦略(仮称)案に基づく、県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げる。

※補助率のかさ上げがされる事業は、令和7年度から新しく追加される選定基準(下記8の

※1参照)を満たし、重点支援対象事業に該当する事業。

※重点支援対象事業の内容については検討中。(別途お知らせ)

4 交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外経費及び特定財源(地方債、分担金・負担金、事業収入等)を控除した経費(ただし、公共的団体等の事業については、特定

財源(地方債を除く)も対象経費に含める。)

【交付対象外経費】

- ① 団体・施設の運営費や人件費
- ② 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③ 地方債の償還に充当する費用
- ④ 調査研究及び計画作成に係る経費
- ⑤ 食糧費(ただし、一部事業を除く。)

6 支援金の交付額

(1) 補助率

事業	対象者	補助率	重点支援対象事業に該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3 / 4 以内	4 / 5 以内
ハード事業	市町村等(下記の市町村を除く。)	1 / 2 以内	2 / 3 以内
	財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3 以内	3 / 4 以内
	公共的団体等	2 / 3 以内	3 / 4 以内

(2) 補助限度額 補助額の下限 30 万円

7 選定方法

- (1) 地域に設置する選定会議の意見を聴き、「選定方針」を定め、採択事業を選定
- (2) 選定会議
 - ア 地域振興局長並びに市町村長、現地機関の長及び有識者で構成
 - イ 選定会議構成員は、概ね 5 名程度
 - ウ 選定方針や重点テーマを踏まえて、採択事業の選定に当たり構成員の意見を聴く。

8 選定基準

広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業であり、以下を満たすこと。

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること
また、公益性の高い事業であること
 - (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
 - (3) 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)
 - (4) <市町村の場合>
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること
<公共的団体の場合>
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
 - (5) 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)
 - (6) その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること
- ※1 令和 7 年度から選定基準を改正し、「広域的に連携した事業」又は「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」のいずれかに該当し、かつ従前の選定基準である(1)～(6)の基準を満たす事業を支援対象とする。
- ※2 「広域的に連携した事業」は、事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携していることを要件とする。

※3 「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」は、地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、かつ補助金活用後の自走のビジョンが明確であることを要件とする。

※4 令和7年度から令和8年度までは、経過措置として予算の範囲内で従前の選定基準である（1）～（6）を満たす事業も支援対象とする。ただし、採択に当たっては新基準を満たす事業を優先する。

9 広報表示

支援金により取得（作成）した備品・設備、印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示

10 事業評価及び公表

- （1）事業主体自ら評価を実施し、地域振興局長に報告。また、公表に努める。
- （2）地域振興局長は、全事業について事業結果を公表する。
- （3）地域振興局長は、選定会議に事業結果を報告する。
- （4）選定会議は、選定基準・選定方針に照らし事業の評価を行うとともに優良事例の選定を行う。
- （5）地域振興局長は、選定会議の評価結果を公表する。

11 事業成果の普及

- （1）事業効果の高いと思われる事業について「地域づくり事例集」を作成する。
- （2）地域振興局単位で事業の発表会を開催する。
- （3）県広報等で事業の紹介を行う。

◆交付対象事業例◆

事業区分	事業例
地域協働の推進	・地域づくり市民フォーラムの開催
保健、医療、福祉の充実	・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり
教育、文化の振興	・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備
安全・安心な地域づくり	・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援
環境保全、景観形成	・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホテルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業

産業振興、雇用拡大 (観 光) (農 業) (林 業) (商 業) (その他)	・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援事業
市町村合併に伴う地域の 連携の推進	・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
その他	・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの機会の提供

※上記の事業例は、令和6年度までの選定基準（従前の基準）による対象事業を示したものの。

※令和7年度から改正される新基準のうち、「広域的な連携事業」に該当する事業は引き続き上記事業例が支援対象となりうるが、「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」については、その要件（上記8の※3参照）を満たす必要があるため、上記事業例が必ずしも対象になるものではない。

※なお、令和7年度から令和8年度までは、現行基準による採択も行う（経過措置）。ただし、採択に当たっては、新基準に該当する事業を優先する。

※事業区分（対象となる分野）は、令和7年度以降も変更なし。

事業申請にあたっての留意点等

1 交付対象事業について

(1) 「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」について

対象：平成15年9月1日以降に合併した市町村区域内に係る事業

なお、合併前であっても合併構想により構想対象市町村に位置づけられた市町村区域内の事業もこの区分の対象とします。また、事業主体は、市町村、公共的団体等のいずれも対象です。

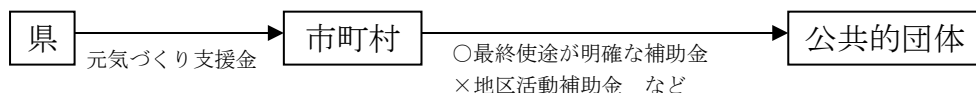
(2) 「地域協働の推進に関する事業」について

当該事業自体には協働性は認められないものの、結果として地域協働を促すこととなる事業が対象です。なお、「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」の同様の事業も対象となります。その他の区分に該当する事業は、事業実施段階で地域（住民）協働が備わっていることが必要です。

(3) 市町村が公共的団体等を行う間接補助について

最終用途の内容が明確な間接補助事業のみを対象とします。

ただし、元気づくり支援金と同様の主旨で市町村が実施する総合補助事業は対象外とするほか、内容を特定せず枠的に公共的団体等に補助する経費については、対象外となります。（例えば、〇〇地区活動補助金 など）



(4) 市町村が公共的団体等を行う委託事業について

市町村が公共的団体等に委託する事業も従来どおり対象とします。

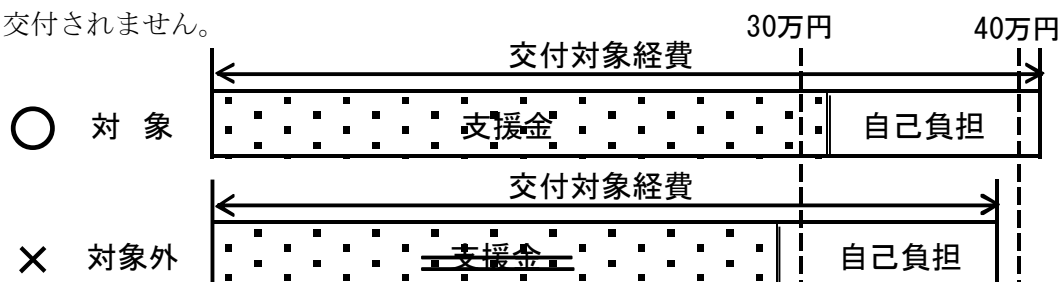
2 補助限度額について

支援金の対象事業を補助額30万円以上としています。補助額が30万円を下回ると支援金の対象外となりますので、計画を立てる際には十分ご注意ください。

また、実績で補助額が30万円を下回る場合は、原則として交付決定が取り消しとなりますので、計画を立てる際には事業費をしっかりと見積っていただくとともに、事業実施にあたっては計画に沿って実施するようご留意願います。

なお、交付決定後に補助額が30万円を下回る場合は、速やかに、所轄地域振興局へ相談してください。

例：補助率3／4のソフト事業の場合、事業費（交付対象経費）が40万円未満の事業は、支援金は交付されません。



3 重点支援対象事業について

元気づくり支援金では、県として特に重点的に推進したい取組を、重点支援対象事業として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げします。

※ 令和7年度から従来の重点テーマに代えて重点支援対象事業を設定します。

※ 補助率がかさ上げされるのは、令和7年度から追加される新しい認定基準を満たし、かつ重点支援対象事業に該当する事業となります。

※ 令和7年度の重点支援対象事業の内容は検討中です。

※ マイ箸、マイボトルの持参や自転車利用、街歩きイベントに合わせたごみ拾いなど、2050 ゼロカーボンに向けた「プラスワンアクション」に取り組むこととし、その内容について、事業計画書別紙（別記様式第1号関係）の事業概要欄⑤特記事項に記載してください。

4 交付対象経費について

（1）食糧費について

食糧費については、原則対象外としていますが、事業目的に照らして事業実施に不可欠で、かつ必要最小限の食材費については認められる場合がありますので、地域振興局に御相談ください。

対象となる例	・食育事業、郷土料理教室、そば打ち教室の原材料費
対象外となる例	・イベントにおける無料配布、販売の原材料費

（2）人件費について

地域住民の労務の提供に対し支払う謝金は、名称のいかんを問わず、「人件費」に該当するものであり、対象外経費となります。

ただし、例えば、植栽事業において重機作業が必要であり、地域住民の中に重機のオペレーターがいて、作業内容に応じて労務費の積算が適正になされ、個人事業者として請負と同様の形態で事業主体と契約を締結している場合などについては、この限りではありません。

また、草刈りなどの地域住民の協働作業に関して傷害保険等を掛ける場合がありますが、人件費同様に対象外経費として扱います。

なお、例えば、子供がノミやのこぎりを使用する「親子ものづくり講座事業」などにおいて、受講者に対する傷害保険等はこの限りではありません。

（3）調査研究や計画作成について

事業効果を直接に生み出さない調査研究や計画作成については、対象外経費とします。

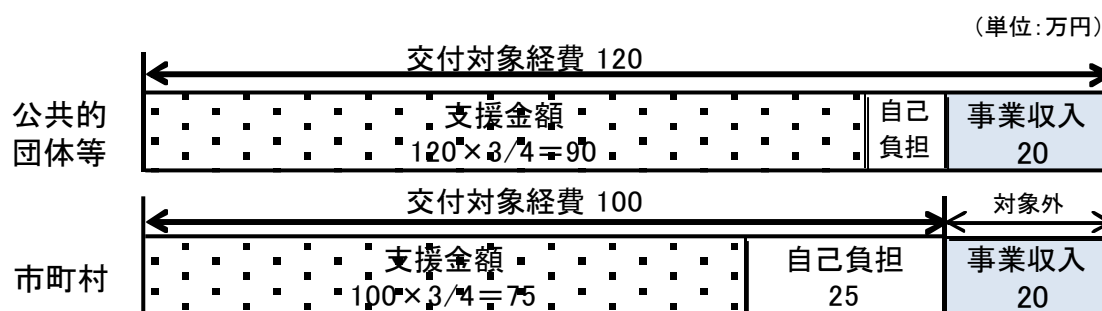
ただし、調査研究や計画作成の結果等と密接な関連付けがあり、事業効果を創出する事業が併せて行われる場合は、この限りではありません。

（4）特定財源の扱いについて

事業の継続性の観点から、自己財源の確保に向けたインセンティブとして、公共的団体等の事業については、対象事業費に事業収入、市町村・民間補助金、負担金等の特定財源を算入することとしています。なお、市町村事業は、対象経費から特定財源

を控除します。

例：事業実施に係る経費 120 万円、補助率 3／4 のソフト事業で、20 万円の事業収入がある場合の支援金額の算出



5 広報表示について

地域住民の皆様に対して、支援金活用事業を幅広く周知するために、支援金により取得（作成）した施設・設備、機材・物品及び印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示していただく必要があります。

なお、広報表示に要する経費については、対象経費に含めることができます。

（１）表示内容

表示にあたっては必ず、「長野県 地域発 元気づくり支援金」を入れること。

例：「令和○年度 長野県地域発元気づくり支援金により整備しました。」

「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」

（２）表示にあたっての注意事項

- ① 原則、ペイントする等、取りはずし等が容易にできない方法で表示すること。
ただし、表示物が多い場合等必要に応じ、ラベルライターのシール等も可能とする。
- ② 表示する場所は、表示効果が十分認められるところとすること。
- ③ 表示の大きさは、視認でき、表示効果が認められる大きさとする。
- ④ 実績報告書には、広報表示がわかるように撮影された写真を添付すること。

（３）表示の具体例

事業例	表示方法等
公園、花壇、遊歩道等	立て看板等に表示
草刈り機、薪割り機、工具等の機材等	見える場所に表示（工具箱等でも可）
パンフレット、冊子等の印刷物	表紙や裏表紙等の余白に表示
シンポジウム、講習会等の催事	プログラムやタイトル看板等に表示

6 会計処理

元気づくり支援金は皆様の貴重な税金をもとに実施している補助金であり、事業の実施には適正な執行が求められており、かつ、そのチェックが必要不可欠です。

つきましては、より適正な執行管理を進めていくため、次の事項を遵守してください。

(1) 会計責任者について

支援金交付申請書（別記様式第3号）については、下記専用口座に係る内容の記載と併せて、会計責任者を明記してください。（団体の規模等に応じて、代表者と会計責任者が兼務となることもやむを得ないものとして取り扱います。）

(2) 専用口座の開設について

団体の通常の活動経費と支援金活用事業の経費つきましては、明確に分けて管理をしていただく必要があることから、地域づくり団体等の公共的団体にあつては、支援金活用事業に係る専用の口座を開設してください。

支援金は事業実施後にこの口座に振り込まれますが、事業にかかる自己資金（メンバーの立て替え含む）の管理も、可能な限りこの口座を利用してください。

(3) 補助簿の作成について

会計関係書類の不備を防ぐため、収入支出の明細等を記録した補助簿を作成してください。記録した内容については、必ず代表者、会計責任者以外の者が確認するようにしてください。

補助簿は、参考様式（80、81 頁参照）を可能な限り活用してください。なお、詳細版を活用して整理しておく、実績報告の作成が簡便になります。

また、領収書等の証拠書類は補助簿の番号と合わせてA4版の台紙に貼付して、整理してください。

※支援金の算出にあたり、特定財源となる収入額を確認する必要があるため、補助簿等には事業に係る収入も記載してください。

(4) 契約方法について

補助金交付要綱では、契約は原則競争入札としていますが、独自の会計規程を持たない公共的団体等については、県の財務規則に準じて、次のとおり行ってください。

10 万円未満	見積不要
10 万円以上	複数見積

7 その他

(1) 国・県等の助成制度との重複受給の禁止

地域発元気づくり支援金交付要綱第3の2（交付対象外事業）に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても取り消しとなります。事業計画申請段階から重複申請とならないようご留意願います。

なお、市町村の補助や民間の助成（例：「長野県みらいベース」の助成）については、支援金と併せて受けられますが、その額によっては、支援金額の算出に影響する場合がありますので、ご注意ください。

(2) 事業によって建設した建築物の登記について

事業によって、登記すべき建物を建築した場合、表示及び所有権保存の登記を行っ

てください。また、このような事業の場合、申請団体が登記の主体となり得るか、申請の際に確認させていただきます。

(3) 物品等の管理について

支援金により購入した消耗品については、通常の活動において使用が可能な物等については明確に分けて管理をしていただく必要があります。事業終了後の残分につきましては、別の用途として適宜使用することも可能ですが、計画的に購入するなど、大量に余ることのないようにご注意ください。

また、支援金により購入した備品については、事業実施年度以降についても、事業の趣旨に沿った適正な使用や管理をしていただく必要があります。

(4) 事業の進捗管理について

支援金は、単年度の事業であることから、事業は年度内に完了していただく必要があります。

このため、定期的に事業の進捗管理を行い、計画変更が生じる場合は速やかに地域振興局長の承認を受けるようにしてください。

(5) 事業の継続性について

支援金終了後の事業の継続性が必要であることから、平成 25 年の制度改正において、自助努力による自己負担を導入したところです。自己負担があることで事業計画の熟度が高まったり、持続可能な取組に繋がっている傾向が見られます。

一過性の取組で終わることなく、自ら収入を確保しながら、継続的に課題解決に取り組むことが大切です。このため「ソーシャルビジネス(ビジネスを手段として社会問題を解決しようとする取組)」の観点なども取り入れながら、持続可能な発展性のある取組を行ってください。

適正な支出であることが証拠書類から確認できない場合や不備がある場合には、補助を受けられない場合がありますので証拠書類等の管理には十分ご注意ください。

支援金支払い後においても、必要に応じて帳簿等の証拠書類や備品の管理等について確認をさせていただく場合があります。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から 5 年間整理保存してください。

事業の目的に反して使用された経費等が確認された場合、支援金を返還していただく場合がありますのでご留意願います。

「地域発 元気づくり支援金」よくあるご質問

※内容は、令和6年12月現在の予定のため、内容の一部が変更になる場合があります。

支 援 対 象 者

Q 誰が支援金の対象となり、補助を受けることができるのですか。

A 地域づくりに関する事業を行う団体（地方自治体及び公共的団体）です。

「地方自治体」とは、市町村、広域連合及び一部事務組合をいいます。

「公共的団体」とは、長野県内に事務所があり、公共的な活動や地域の活性化に結びつく活動をされている団体をいいます。自治会、NPO法人や地域づくり団体などで、法人格の有無は問いません。

Q 公共的団体ならどのような団体でも対象となるのですか。

A あらゆる団体が対象となるのではなく、現に活動を行っていることが必要です。

支 援 対 象 事 業

Q どのような事業が対象となるのですか。

A 地域の元気を生み出す事業について、幅広く、様々な事業を対象としています。検討している事業が対象となるかなど、不明な点はまずは最寄りの地域振興局企画振興課にご相談ください。

なお、申請にあたっては以下の事業区分に該当する区分で申請してください。

【事業区分】

- 1 地域協働の推進に関する事業
- 2 保健、医療、福祉の充実に関する事業
- 3 教育、文化の振興に関する事業
- 4 安全・安心な地域づくりに関する事業
- 5 環境保全、景観形成に関する事業
- 6 産業振興、雇用拡大に関する事業
 - ア 特色ある観光地づくり
 - イ 農業の振興と農山村づくり
 - ウ 森林づくりと林業の振興
 - エ 商業の振興
 - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
- 7 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
- 8 その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業

※「1 地域協働の推進」とは？

当該事業自体には「協働性」は認められないものの、結果として地域協働を促すこととなる事業（例：広報啓発等）が対象と考えています。

【重点支援対象事業】

事業区分とは別に、従来の重点テーマに代えて県として特に重点的に推進したい取組を重点支援対象事業として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げします。

※補助率がかさ上げされるのは、令和7年度から追加される新しい認定基準を満たし、かつ重点支援対象事業に該当する事業となります。

※具体的な内容については検討中であり、県ホームページなどでお知らせします。

Q 幅広く対象となっていますが、どのような事業でも対象となるのですか。

A 次の事業は、対象外となります。（申請を受付できません。）

- 1 県が交付する補助金等（長野県市町村合併特例交付金を除く。）の交付の対象となる事業
- 2 長野県市町村合併特例交付金の交付を受けた事業
- 3 国の支出する支出金・補助金等の交付を受けた事業
- 4 国・県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- 5 分担金・負担金としての市町村支出事業
- 6 宗教的活動に関する事業
- 7 政治的活動に関する事業
- 8 公序良俗に反する事業
- 9 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

補 助 率 ・ 補 助 額

Q 支援金は、どのくらい交付されるのですか。

A 交付対象経費に補助率を乗じて算出します。

補助率は、事業内容や対象者により異なり、次のとおり設けています。

区分	ハード事業		ソフト事業	
		重点支援対象事業に該当する場合		重点支援対象事業に該当する場合
市町村・広域連合・一部事務組合	1/2以内	2/3以内	3/4以内	4/5以内
財政力指数が県平均以下の市町村	2/3以内	3/4以内		
公共的団体等	2/3以内	3/4以内		

● 「ハード事業」とは、

- 1 道路、水路、建物等の構造物を建設又は改修する事業及びこれらに附帯する事業
- 2 1件10万円以上の備品の購入（1件とは購入単価をいい、購入単価が10万円未満の場合はソフト事業となります。）
- 3 公共的団体等が行う上記1及び2の事業に対して、市町村が補助する事業

●「ソフト事業」とは、ハード事業以外の事業です。

Q 交付対象経費とはどういうことですか。

A 事業実施に係る経費のうち、一部の経費は支援金額を算出する上で対象となりません。
なお、市町村の事業は、事業実施に伴って収入がある場合は経費からその収入を控除して支援金額を算出します。

※支援金額の算出にあたって対象外とする経費

- 1 団体の運営費、人件費、施設の維持管理経費
- 2 用地の取得・賃借に要する費用、補償に係る費用
- 3 地方債の償還に充当する費用
- 4 調査研究、計画作成に係る費用
- 5 食糧費（ただし、一部事業に不可欠な場合を除く）
- 6 その他地域振興局長が不適当と認める経費

○ 食糧費とは？

県では「茶菓・酒・料理・弁当等食料品の購入費、接待のための宴席料・サービス料」と定めています。これらの他に、飲食に供する食材費、また、最終の用途が明らかに食料品となるもの（例 食事券・ビール券など）に係る経費についても含みます。

○ 平成 22 年度からの一部改正

飲食に供する食材費のうち、食育事業や料理教室等、事業目的に照らして事業実施に不可欠で、かつ必要最小限の食材費について認めることといたします。

ただし、単純な無料配布や試食等は対象外となりますので、ご注意ください。

※事業実施に伴う収入

- 1 地方債（市町村の借入金）
- 2 分担金、負担金、寄付金（参加料、受講料、市町村の負担金など）
- 3 事業収入（物品販売等による収入など）
- 4 助成金（国や県、国・県が出資している財団法人など対象外となる条件以外の、民間の財団法人等から助成を受けている場合など）

例：事業実施に係る経費 120 万円、補助率 3／4 のソフト事業で、20 万円の事業収入がある場合の支援金額の算出

（単位：万円）

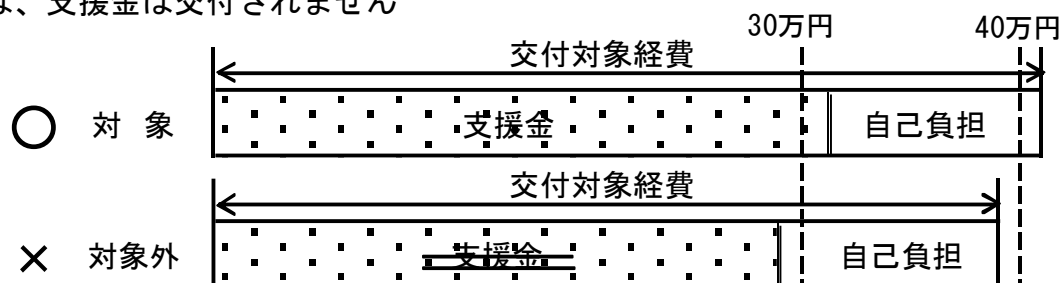
	交付対象経費 120			
公共の 団体等	支援金額 $120 \times 3/4 = 90$		自己 負担	事業収入 20
	交付対象経費 100			対象外
市町村	支援金額 $100 \times 3/4 = 75$		自己負担 25	事業収入 20

※ 支援金額＝交付対象経費×補助率

Q 支援金額が30万円以上の事業が対象となるのですか。

A 補助額の下限を設けたため、補助額が30万円未満となる事業は、支援金の対象になりません。

例：補助率3／4のソフト事業の場合、事業費（交付対象経費）が40万円未満の事業は、支援金は交付されません



支援金の申請

Q どのように申請するのですか。

A 募集に先立ち「地域発 元気づくり支援金」に関する説明会の開催を予定しています。事業の応募は、活動拠点のある市町村に申請書類等を提出してください。（市町村から地域振興局に提出されます。）

ただし、事業の計画や申請のご相談などは、地域振興局企画振興課までお願いします。説明会の開催期日や募集期間などは、その都度県ホームページにてお知らせします。

事業の選定

Q 支援金の採否は、どのようにして決められるのですか。

A 県内10地域の選定会議の意見を聴き採択事業を選定します。

Q どのような基準で選定するのですか。

A 次の基準により選定します。

広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業であり、以下を満たすこと。

- 1 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること
また、公益性の高い事業であること
- 2 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- 3 事業の有効性が認められること
（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）
- 4 <市町村の場合>

地域住民の参画を得て実施する事業、または地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること

＜公共的団体の場合＞

事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること。

5 事業の継続性、発展性が認められること

（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画）

※なお、同一団体が、工夫や発展性を伴う同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、原則3年を限度として、補助対象とすることができます。

6 その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること

※各地域振興局では、独自の選定方針を定めています。

Q 広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業とはどのような事業ですか？

A こちらは令和7年度に新たに追加された選定基準になります。

「広域的に連携した事業」は、事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携している事業になります。

「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」は、地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標（〇〇を行う拠点の整備、仕組みづくり、組織の立ち上げ、人材育成等）として明確に設定し、かつ補助金活用後の自走のビジョン（事業計画に資金計画を記載）が明確な事業になります。

Q 令和7年度から選定基準が追加されましたが、新基準に対応した事業を構築することが困難な場合はどうしたらよいでしょうか。

A 令和7年度の制度改正の経過措置として、令和8年度までの2年間は従前の基準を満たす事業も予算の範囲内で支援対象とします。（ただし、新基準に該当する事業を優先して採択します。）

また、地域振興局に総合支援窓口を設置して事業のブラッシュアップに関する相談や地域づくり活動に関する各種相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

Q 誰が選定するのですか。

A 民間の有識者、市町村の代表（市町村長）、地域振興局長などで構成する選定会議の意見を聴き、地域振興局長が選定します。

Q 採否結果は、いつ頃分かるのですか。

A 4月から5月の間に支援金を交付する事業を選定し、採否結果を申請者に通知します。

事業の実施

Q 選定から事業を始めるまでの流れはどのようなものですか。

A 内示 → 交付申請 → 交付決定 → 事業実施、となります。詳しくは下記のとおりです。

1 「内示」（地域振興局 → 申請者）

事業の採択を地域振興局から通知します。

不採択の事業についても、理由をつけて通知します。

2 「交付申請」(申請者 → 地域振興局)

内示のあった採択事業について、交付申請をしていただきます。

内示はあくまで「仮決定」ですので、別途交付申請をお願いいたします。提出いただいた事業計画書から変更がなければ、添付書類は省略することができます。

3 「交付決定」(地域振興局 → 申請者)

提出いただいた交付申請に基づき、地域振興局から通知します。

この交付決定がいわゆる「正式決定」となります。

4 事業の実施

原則としてこの交付決定以後に事業を実施してください。

ただし、やむを得ず交付決定の前に事業を開始する場合については、「事前着手」と言われる手続きをしていただきますので、地域振興局までご相談ください。

Q 契約関係手続きについて教えてください。

A 契約相手先の選定は、入札方式が基本となります。契約や見積もりについては、下記の点にご留意ください。

- ・ 会計処理の規定がある事業者にあつては、それに従ってください。
規定のない事業者にあつては、県の基準に従って10万円以上は複数見積としてください。
- ・ 見積書は、申請書に添付したものを使い回すのではなく、事業を行う際に取り直してください。
- ・ 複数見積の場合は、同一条件で徴してください。
- ・ 随意契約とする場合は、その理由を明確にしてください。

Q 事業の実施に当たって注意すべき事は？

A 次の点に注意してください。

(1) 支援金事業により購入した備品等への表示について

支援金によって購入、製作した大型の物品(備品)には、何らかの形で支援金によって購入・製作したことを表示いただくようお願いいたします。「地域発 元気づくり支援金」事業を多くの皆様に知っていただけるよう、ご協力をお願いいたします。【詳しくは、下記「広報表示」をご覧ください。】

(2) パンフレット等の印刷物の作成について

校正に十分注意を払い、内容の誤りや誤字脱字のないようにしてください。

(3) 謝礼や配布物等について

講演会の講師に対して謝金を支払った上に土産物を渡している場合や、一般参加者等への配布物が著しく高額な場合などは、元気づくり支援金の対象外と判断される場合がありますので、ご注意ください。

Q 申請の際に提出した書類の内容や、採択となった事業計画に変更が生じる場合の手続きは、どのように行うのですか。

A 次の2点の場合に、地域振興局に変更承認申請書の提出が必要です。

- 1 事業の実施箇所、施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更が生じた場合

2 交付対象経費（総額）が20%以上増減する場合

また、事業期間の延長（※延長しても年度内の事業完了が必要です）や事業の中止をする場合にも、地域振興局長に申請が必要です。地域振興局までご相談ください。

Q 事業の実施途中に支援金の交付を受けたい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 地域振興局に交付（概算払）請求書を提出することで1事業あたり年3回を限度として「概算払い」を受けることができます。ただし、請求する段階での出来高（支出分）に対応する支援金相当額の90%が上限となります。

出来高を確認できる書類や領収書・請求書などの支出関係書類を添付してください。

Q 自然災害によりイベントを中止する場合、手続きはどうすればよいですか。

A 台風など天災地変などにより、目的とするイベントを中止する場合、イベントによっては、開催時期を変更したり、内容を一部変更するなどの工夫により、当初目的に沿った実施が可能なケースもあることから、「事業内容変更承認申請書」（様式4号）による変更手続きを行ってください。

なお、例えば、地震などにより甚大な被害を受け、年度内中の復興が見込めず、事業内容を変更しても事業を実施することができない、やむを得ないような場合に限り、「事業廃止承認申請書」（様式5号）による廃止手続きを行い、承認されれば補助金を精算することができます。

事案が発生した場合は、安易に判断せず地域振興局に相談願います。

広 報 表 示

Q どんな内容をどこに表示するのですか。

A 支援金により取得した施設・設備、機材・物品及び印刷物等へ支援金を活用した事業である旨（「長野県 地域発 元気づくり支援金」）を必ず表示してください。

事業例	表示方法等
公園、花壇、遊歩道等	立て看板等に表示
草刈り機、薪割り機、工具等の機材等	見える場所に表示（工具箱等でも可）
パンフレット、冊子等の印刷物	表紙や裏表紙等の余白に表示
シンポジウム、講習会等の催事	プログラムやタイトル看板等に表示

支 援 金 の 受 領

Q 事業が終わった後、支援金をもらうまでの手続きはどのようなものですか。

A 事業が終わりましたら 30 日以内又は 3 月 31 日までに「事業実績報告書」（様式 9 号）を提出してください。

実績報告には事業を実施した場所の分かる位置図、支出証拠書類（領収書など）や事業実施中の写真などを添付していただき、実際にどのように事業が行われ、どのような支出が行われたかを確認させていただきます。事業の内容によっては実際に現地を確認する場合があります。

実績報告をもとに地域振興局が適正な事業執行と認め、完了検査に合格した後、支援金額の確定を行い、「額の確定」という通知をお送りいたします。その後「交付（概算払）請求書」（様式 10 号）を提出していただき、指定いただいた口座に支援金をお振り込みいたします。

元気づくり支援金は皆様の税金をもとに実施している補助金であり、事業の実施には適正な執行が求められており、かつ、そのチェックが必要不可欠です。

適正な支出であることが、証拠書類から確認できない場合や不備がある場合には、補助を受けられない（返還を含む）場合がありますので証拠書類等の管理には十分ご注意ください。

特に、団体の通常の活動経費と支援金活用事業の経費つきましては、明確に分けて管理をしていただく必要があります。

支援金により購入した消耗品についても、通常の活動において使用が可能な物等については明確に分けて管理をしていただく必要があります。事業終了後の残分につきましては、事業と同じ趣旨の別の用途として適宜使用することも可能ですが、計画的に購入をするなど、大量に余ることのないようにご注意ください。

また、備品については、事業実施年度以降についても、事業の趣旨に沿って適正に管理し、使用していただく必要があります。

なお、支援金支払い後においても、必要に応じて帳簿等の証拠書類や備品の管理等について確認をさせていただく場合があります。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から 5 年間整理保存してください。

事業の目的に反して使用された経費等が確認された場合、支援金を返還していただくことがありますのでご留意願います。

事業の評価

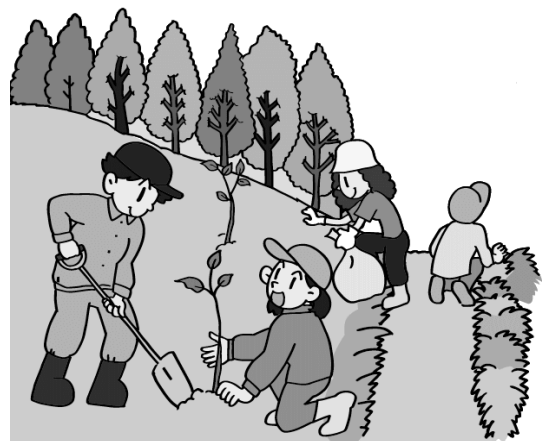
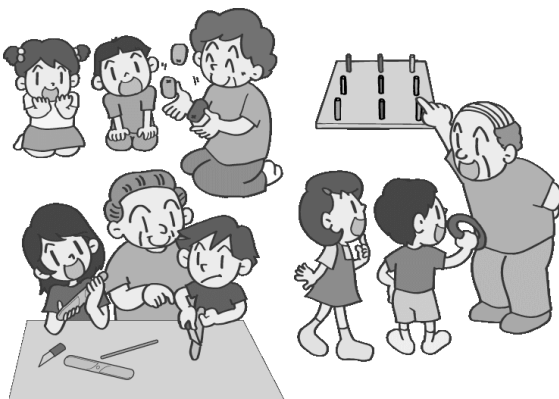
Q 事業の評価はどのように行うのですか？

A 大きく分けて、事業を実施した団体自身による自己評価、選定会議の意見を聞いた第三者評価の2つあります。

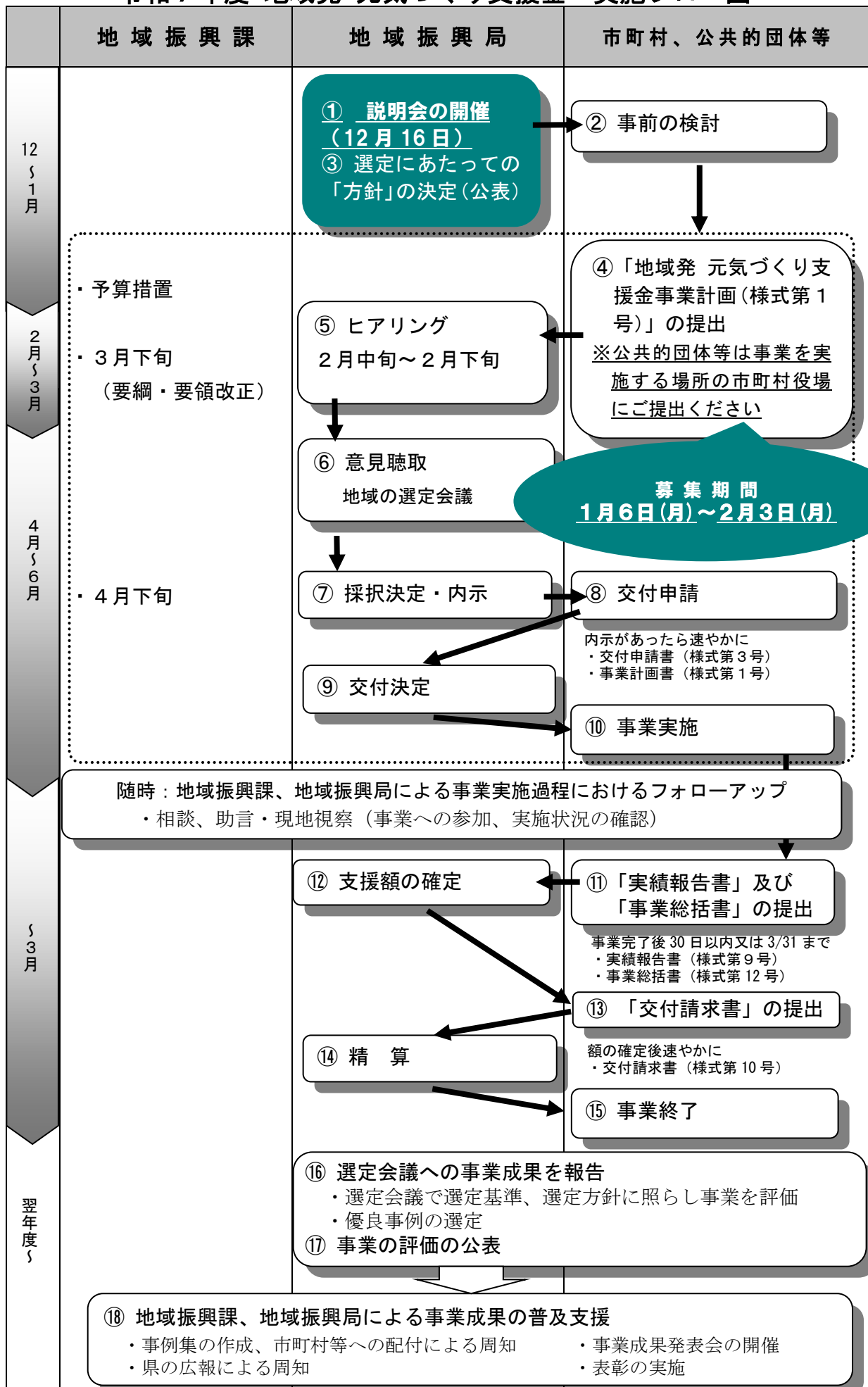
事業を実施した団体による自己評価は、「事業総括書」に自己評価を記載していただくことで行われます。

選定会議による評価については、事業実施翌年度に選定会議を開催し、評価を行います。その中で特に優良と認められた事業については、その取り組みの幅広い周知と功績を讃えるため、知事表彰・地域振興局長表彰を行います。

また、事業実施から一定期間経過後に、地域に及ぼしている効果について、事例を抽出してフォローアップ調査を行い、その中で優良な事例を紹介します。



令和7年度 地域発 元気づくり支援金 実施フロー図



令和7年度「地域発 元気づくり支援金」ヒアリング日程

月 日	時間帯	ヒアリング会場
2月12日(水)～2月28日(金) ※土日祝除く	9:00～9:45	県飯田合同庁舎2階 202号会議室
	10:00～10:45	
	11:00～11:45	
	13:15～14:00	
	14:15～15:00	
	15:15～16:00	
	16:15～17:00	
	18:00～18:45	
	19:00～19:45	
	20:00～20:45	

やむを得ない場合除き、9:00～17:00の時間帯のヒアリングとさせていただきますので、ご承知おきください。

※令和6年12月現在の予定です。改正部分(下線部分)の表現が変更となる場合があります。

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

地域発 元気づくり支援金交付要綱 (平成19年3月30日長野県告示第234号) (最終改正：令和5年3月30日告示第155号)	地域発 元気づくり支援金交付要領 (平成19年3月30日18市町村第1042号総務部長通知) (最終改正：令和3年3月26日2地振第184号 企画振興部長通知)	
(趣旨) 第1 この要綱は、豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるために、市町村及び公共的団体等が、住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に要する経費に対し、予算の範囲内で地域発元気づくり支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第1 趣旨 この要領は、地域発元気づくり支援金交付要綱(平成19年長野県告示第234号。以下「要綱」という。)第15の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。	規則(県補助金等交付規則)第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、法令及び条例並びにこれらに基く規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。 規則第2条 この規則で「補助金等」とは、県が交付する次の各号の一に該当するものをいう。 (1) 補助金 (2) 負担金(県に相当の反対給付のないものをいう。) (3) 利子補給金(元利補給金を含む。) (4) その他相当の反対給付を受けない給付金

(交付対象者) 第2 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市町村、広域連合及び一部事務組合（以下「市町村等」という。） (2) 長野県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体で別に定めるもの（以下「公共的団体等」という。）	第2 事業の実施基準 1 交付対象者 (1) 要綱第2第2号に規定する公共的団体等は、次に掲げる場合に限り交付対象者と認めるものとし、法人であると否とを問わないものとする。 ア 現に活動を行っていること イ 支援金活用事業に係る経費について、適正な執行・管理を行うことができる団体であること (2) 市町村、広域連合及び一部事務組合が構成員として参加する実行委員会及び協議会等が行う事業については、当該実行委員会及び協議会を交付対象者とする。	
(交付対象事業) 第3 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業のうち、第1に規定する趣旨に即した事業とする。 (1) 地域協働の推進に関する事業 (2) 保健、医療及び福祉の充実に関する事業 (3) 教育及び文化の振興に関する事業 (4) 安全・安心な地域づくりに関する事業 (5) 環境保全及び景観形成に関する事業 (6) 産業振興及び雇用拡大に関する事業 ア 特色ある観光地づくり		

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

イ 農業の振興と農山村づくり ウ 森林づくりと林業の振興 エ 商業の振興 オ その他地域の特色及び個性を活かした産業振興並びに雇用拡大に資する事業 (7) 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業 (8) その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。 (1) 県が交付する補助金等（長野県市町村合併特例交付金を除く。）の交付の対象となる事業 (2) 長野県市町村合併特例交付金の交付を受けた事業 (3) 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業 (4) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業 (5) 分担金又は負担金としての市町村支出事業 (6) 宗教的活動に関する事業 (7) 政治的活動に関する事業 (8) 公序良俗に反する事業 (9) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業		
（交付対象経費） 第4 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経		

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

費から、市町村等にあつては第 1 号に掲げる経費及び第 2 号に掲げる特定財源の額を、公共的団体等にあつては第 1 号に掲げる経費を控除したものとする。

(1) 交付対象外経費

- ア 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
- イ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- ウ 地方債の償還に充当する費用
- エ 調査研究及び計画作成に係る費用
- オ 食糧費
- カ その他地域振興局長が不適當と認める経費

(2) 特定財源

- ア 地方債
- イ 分担金、負担金、補助金及び寄付金
- ウ 事業収入
- エ 助成金

2 交付対象経費には、公共的団体等が交付対象事業の実施に要する経費に対し、市町村等が補助する場合における当該補助額を含むものとする。

(支援金の交付額)

第5 支援金の交付額は、次のとおりとする。ただし、公共的団体等の事業で交付対象経費に特定財源を充当するものに対する支援金の交付額は、当該交付対象経費から当該充当する特定財源を控除した額を超えないものとする。

事 業		交付対象者	交付額
1 施設の整備 その他別に定める事業	(1) 別に定める 県で重点的に 推進する事項 に該当する事業	市町村等	交付対象経費の3分の2以内（支援金の交付を受けようとする年度の当初における財政力指数（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第2条第1項に規定する財

第2の2 交付額

(1) 要綱第5第1項の表の1に規定する事業は、次に掲げる事業とする。

ア 道路、水路、建物等の構造物を建設又は改修する事業及びこれらの事業に附帯する事業

イ 1件10万円以上の備品の取得

ウ 公共的団体等が行うア、イの事業に対して、市町村が補助する事業

(2) 同一団体が、工夫や発展性を伴う同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、補助率を下げることができる。

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

				政力指数をいう。)が県平均以下の市町村は、4分の3以内)の額		
			公共的団体等	交付対象経費の4分の3以内の額		
		(2) (1)以外の事業	市町村等	交付対象経費の2分の1以内(支援金の交付を受けようとする年度の当初における財政力指数(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)第2条第1項に規定する財		

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

			政力指数をいう。)が県平均以下の市町村は、3分の2以内)の額		
		公共的団体等	交付対象経費の3分の2以内の額		
2 1 以外の事業	(1) 別に定める県で重点的に推進する事項に該当する事業	市町村等公共的団体等	交付対象経費の5分の4以内の額		
	(2) (1)以外の事業	市町村等公共的団体等	交付対象経費の4分の3以内の額		
2 前項の規定により計算した額が30万円を下回るときは、支援金を交付しない。ただし、支援金の交付の決定後に入札、見積り又は請求による契約額の確定に基づく減額その他やむを得ない事由により30万円を下回ることとなる場合で、地域振興局長に申請しその承認を受けたときは、この限りでない。					

	第2の6 支援金の配分 【再掲】 各地域振興局への支援金の配分は、別に定める基準により行うものとする。	
(事業計画書の提出等) 第6 支援金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、地域発元気づくり支援金事業計画書を地域振興局長に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、公共的団体等の地域発元気づくり支援金事業計画書の提出は、当該団体の活動拠点がある市町村の長を経由して、地域振興局長に提出しなければならない。 3 市町村長は、前項の規定により公共的団体等から提出された事業計画書を地域振興局長に経由する場合において、必要があると認めるときは、当該事業計画に対する意見書を添えて提出することができる。 4 地域振興局長は、第1項の書類の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の交付の内示を行うものとする。 5 地域振興局長は、支援金について前項の交付の内示を行う場合には、地域振興局長及び次の各号に掲げる者のうちから地域振興局長が依頼する者で構成する選定会議の意見を聴かなければならない。 (1) 市町村長 (2) 県の現地機関の長	第2の3 選定基準 要綱第6第4項に規定する選定基準は、別表のとおりとする。 (別表) <u>広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業であり、以下を満たすこと。</u> 1 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること。 また、公益性の高い事業であること。 2 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。 また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること。 3 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)。 4 (市町村の場合)地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること。 (公共的団体の場合)事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること。 5 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、	

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

(3) 学識経験者 6 地域振興局長は、選定会議の意見を聴いて第4項の交付の内示に当たっての方針を定めるものとする。 7 選定会議は、第3項の意見書の提出があった場合は、第5項の意見の参考にするものとする。 8 第5項の選定会議に関し必要な事項は、別に定める。	自立的な組織体制及び資金計画)。なお、同一団体が、工夫や発展性を伴う同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、原則3年以内を限度として、補助対象とすることができる。 6 その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること。 第2の4 選定会議 (1) 要綱第6第5項に規定する選定会議の構成員の人数は、概ね5名程度とする。 (2) 選定会議の開催に関し必要な事項は、地域振興局長が定めるものとする。 第2の5 県で重点的に推進する事項 要綱第5第1項の表の1の(1)及び同表の2の(1)に規定する県で重点的に推進する事項については、別に定める。	
--	---	--

	第2の6 支援金の分配 各地域振興局への支援金の配分は、別に定める基準により行うものとする。 第3 事業の実施 1 事業計画書の提出等 (1) 要綱第6第1項に規定する地域発元気づくり支援金事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。 (2) 要綱第6第3項に規定する地域発元気づくり支援金市町村意見書は、別記様式第2号によるものとする。 (3) 地域発元気づくり支援金事業計画書の提出に当たり、複数の事業を提出する場合は、優先順位を付すものとする。 (4) 地域振興局長は、要綱第6第4項の内示を行ったときは、速やかに内示の対象となる事業を公表するものとする。	
--	--	--

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

(交付申請書の様式等) 第7 規則第3条に規定する申請書は、地域発元気づくり支援金交付申請書によるものとする。 2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。 (1) 地域発元気づくり支援金事業計画書 (2) 市町村等の補助金等交付に関する規程(交付対象経費に第4第2項に規定する補助額が含まれる場合に限る。) 3 前2項に規定する書類の提出期限は、地域振興局長が別に定める。	第3の2 交付申請 要綱第7第1項に規定する地域発元気づくり支援金交付申請書は、別記様式第3号によるものとする。 第3の3 確認調査 (1) 地域振興局長は、交付決定のときに、調査員を指定するものとする。なお、他の県機関が所管する事業については、必要に応じて当該機関の長に調査員の指定を依頼するものとする。 (2) 調査員は、事業の進捗を管理し、実績報告書の提出があったときは、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 ア 予算書及び決算書 イ 負担金及び分担金又は賦課金等の書類 ウ 会計簿及び補助簿等の会計関係書類 エ 契約関係書類 オ 支援金手続書類	規則第3条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に関係書類を添えて知事等に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名又は名称及び住所 (2) 補助事業等の目的及び内容 (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画 (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎 規則第4条 知事等は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定(契約の承諾を含む。以下同じ。)をする。 2 知事等は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加え
--	---	---

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

	カ その他必要と認められる書類 (3) 地域振興局長は、事業の内容等を考慮し、更に必要と認める場合には、調査項目の追加等を行うものとする。	て補助金等の交付の決定をすることがある。
--	---	-----------------------------

(交付の条件)

第8 次に掲げる事項は、支援金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容について、次に掲げる変更（第5第2項ただし書の規定による申請に係るものを除く。次号において同じ。）をしようとするときは、速やかに地域振興局長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20%以上の変更（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

- (2) 前号のイに規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあっては、速やかに地域振興局長に届け出ること。

- (3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに地域振興局長に申請して、その承認を受けること。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

- (5) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について支援金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させることがあること。

規則第5条

知事等は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 補助事業等を行うため締結する契約に関すること。
- (2) 補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産の管理に関すること。
- (4) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事等の指示する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、すみやかに知事等に報告してその承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業等が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は、すみやかに知事等に報告してその承認を受けるべきこと。

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

- (6) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付することが適当でないと認められるときは、競争入札に付さないことができる。
- (7) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (9) 事業により整備した施設及び設備並びに取得した備品その他の物品には、別に定めるところにより、支援金の交付された年度及びその交付を受けた旨の表示をしなければならないこと。

- (6) 前各号のほか、補助事業等又は間接補助事業等の遂行につき特に必要と認められる事項
- 2 知事等は、補助事業等又は間接補助事業等の完了により当該補助事業等又は当該間接補助事業等に相当の収益が生ずると認められるときは、期日を限り、補助金等の交付の目的に反しない限度において、補助事業者等に対し、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附することがある。
- 3 補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、前2項の規定により知事等が条件を附したものがあるときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

規則第6条

知事等は、補助金等の交付の決定をするときは、その決定の内容及びこれに条件を附したものについてはその条件を補助金等の交付の申請をした者に文書を交付して通知する。

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

（変更承認申請書等）

第9 第5第2項ただし書及び第8第1号から第3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 地域発元気づくり支援金事業内容変更承認申請（届出）書
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 地域発元気づくり支援金事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき 地域発元気づくり支援金事業期間延長承認申請書

第3の4 変更承認申請等

(1) 要綱第9に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

- ア 地域発元気づくり支援金事業内容変更承認申請（届出）書 別記様式第4号
- イ 地域発元気づくり支援金事業中止（廃止）承認申請書 別記様式第5号
- ウ 地域発元気づくり支援金事業期間延長承認申請書 別記様式第6号

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

(交付申請の取下書) 第 10 規則第 7 条に規定する申請の取下げは、地域発 元気づくり支援金交付申請取下書により行うものと する。	(2) 要綱第 10 に規定する地域発元気づくり支援金交 付申請取下書は、別記様式第 7 号によるものとす る。	規則第 7 条 補助金等の交付の申請をした 者は、前条の規定による通知を受 領した場合において、当該通知に 係る補助金等の交付の決定の内 容又はこれに附された条件に不 服があるときは、知事等の定める 期日までに、文書をもって申請の 取下げをすることができる。 2 前項の規定による申請の取下げ があつたときは、当該申請に係る補 助金等の交付の決定はなかつたも のとみなす。
	第 3 の 5 事前着手 (1) 交付対象事業は、支援金の交付決定前に着手する ことはできない。ただし、事業の性質から事業の実 施時期が年度当初に限定される場合その他地域振 興局長がやむを得ない事由があると認めた場合は、 この限りでない。 (2) 交付対象者は、前項ただし書きに該当する場合に は、別記様式第 8 号により地域発元気づくり支援金 事業事前着手届を地域振興局長に提出するものと する。	

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

(実績報告書) 第 11 規則第 12 条に規定する実績報告書は、地域発元気づくり支援金事業実績報告書によるものとする。 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は支援金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。	6 実績報告 (1) 要綱第 11 第 1 項に規定する地域発元気づくり支援金実績報告書は、別記様式第 9 号によるものとする。 (2) 地域振興局長は、額の確定を行ったときは、速やかに地域発元気づくり支援金交付対象事業の実施結果を公表するものとする。	規則第 12 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第 5 条第 1 項第 5 号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に関係書類を添えて知事等に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
--	---	--

	第3の3 確認調査【再掲】 (2) 調査員は、事業の進捗を管理し、実績報告書の提出があったときは、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 ア 予算書及び決算書 イ 負担金及び分担金又は賦課金等の書類 ウ 会計簿及び補助簿 エ 契約関係書類 オ 支援金手続書類 カ その他必要と認められる書類 (3) 地域振興局長は、事業の内容等を考慮し、更に必要と認める場合には、調査項目の追加等を行うものとする。	2 前項後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りでない。 規則第13条 知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。 2 第6条の規定は、前項の確定をした場合に準用する。
--	---	--

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

(交付請求) 第 12 支援金の交付決定を受けた者が支援金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、地域発元気づくり支援金交付（概算払）請求書を提出するものとする。	第 3 の 7 交付請求等 (1) 要綱第 12 に規定する地域発元気づくり支援金交付（概算払）請求書は、別記様式第 10 号によるものとする。 (2) 支援金の概算払いの請求は、原則として、事業の出来高に対応する支援金相当額の 90%以内の額とする。 (3) 支援金の概算払いについては、地域振興局長が必要と認めたときに、助成事業 1 事業あたり年 3 回を限度として支払ができるものとする。	
--	---	--

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

(財産処分の制限等)

第 13 規則第 19 条第 1 項に規定する承認申請書は、地域発元気づくり支援金財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。次項において「省令」という。）に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円未満の機械、器具及び財産で、補助目的上特に必要ないと認められるものは除くものとする。

3 規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(4) 要綱第 13 に規定する地域発元気づくり支援金事業財産処分承認申請書は、別記様式第 11 号によるものとする。

規則第 19 条

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、承認申請書を知事等に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で知事等が指定するもの
- (3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、知事等が指示する財産

2 前項の規定は、次の各号の一に該当するときは適用しない。

- (1) 補助事業者等が第 5 条第 2 項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を県に納付したとき。
- (2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したとき。

3 第 6 条の規定は、第 1 項の承認をした場合に準用する。

【要 綱：地域発 元気づくり支援金交付要綱】

【要 領：地域発 元気づくり支援金交付要領】

【 関 連 規 定 等 】

(評価及び公表) 第 14 支援金の交付を受けた者は、地域発元気づくり支援金事業総括書（以下「総括書」という。）により当該交付の対象となった事業の評価を行い、その内容を地域振興局長に報告しなければならない。 2 地域振興局長は、前項により提出された総括書を速やかに公表するとともに、支援金の交付を行った事業について必要な助言及び支援を継続的に行うものとする。 3 支援金の交付を受けた者は、総括書を速やかに公表するよう努めなければならない。	第 3 の 8 事業内容の評価 (1) 要綱第 14 第 1 項に規定する地域発元気づくり支援金事業総括書は、別記様式第 12 号によるものとする。 (2) 前項に規定する書類の提出は、要綱第 11 第 1 項に規定する地域発元気づくり支援金事業実績報告書の提出と同時にを行うものとする。	
(申請書等の様式等) 第 15 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。 (書類の提出) 第 16 規則及びこの要綱により提出する書類は、別に定めるところにより、所轄地域振興局長に提出するものとする。	第 3 の 9 その他 その他事業の実施上必要な事項については、知事及び地域振興局長が別に定めるものとする。 <u>附 則（令和 7 年●月●日 6 地振第●号企画振興部長通知）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 地域発元気づくり支援金を交付する事業の選定基準については、この要領による改正後の地域発元気づくり支援金交付要領別表の規定にかかわらず、この要領の施行の日から 2 年間は、なお従前の例によることができる。</u>	

「地域発 元気づくり支援金」提出書類一覧表

区 分	提出書類	備 考
事業計画	地域発 元気づくり支援金事業計画書(別記様式第1号)	実施フロー図 ④ 公共的団体等は市町村へ2部提出 (市町村等は地域振興局へ1部提出)
	別紙(別記様式第1号関係)	
	事業計画図書(位置図、見取図、設計図、設計書、積算の根拠となる資料等)	
	公共的団体等の規約(会則)	
	団体の歳入歳出予算書(直近のもの)	
	その他、活動内容が分かる資料等	
	提出書類チェックリスト	
交付申請	地域発 元気づくり支援金交付申請書(別記様式第3号)	実施フロー図 ⑧ 地域振興局へ1部提出
	事業計画書別紙(別記様式第1号関係)	
	事業計画図書(位置図、見取図、設計図、設計書、積算の根拠となる資料等)	
	公共的団体等の規約(会則)	
	団体の歳入歳出予算書(直近のもの)	
	事業費内訳書(任意様式)	
	その他、活動内容が分かる資料等	
	提出書類チェックリスト	
事前着手	地域発 元気づくり支援金事業事前着手届(別記様式第8号)	実施フロー図 ⑩～⑪ 地域振興局へ1部提出 ※事前に地域振興局に相談
	提出書類チェックリスト	
事業内容変更	地域発 元気づくり支援金事業内容変更承認申請(届出)書(別記様式第4号)	
	提出書類チェックリスト	
事業中止	地域発 元気づくり支援金事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)	
	提出書類チェックリスト	
期間延長	地域発 元気づくり支援金事業期間延長承認申請書(別記様式第6号)	
	提出書類チェックリスト	
申請取り下げ	地域発 元気づくり支援金交付申請取下書(別記様式第7号)	
	提出書類チェックリスト	
概算払い	地域発 元気づくり支援金交付概算払請求書(別記様式第10号)	
	出来高計算書	
	提出書類チェックリスト	
実績報告	地域発 元気づくり支援金事業実績報告書(別記様式第9号)	実施フロー図 ⑪及び⑬ 地域振興局へ1部提出
	地域発 元気づくり支援金事業総括書(別記様式第12号)	
	提出書類チェックリスト	
精算(請求)	地域発 元気づくり支援金交付請求書(別記様式第10号)	

※提出書類の部数は、紙面により提出する場合の提出部数。

事業計画

「地域発 元気づくり支援金」事業計画提出書類チェックリスト

事業名		団体名	
-----	--	-----	--

提出書類	申請者 用	受付用
------	----------	-----

○地域発 元気づくり支援金事業計画書（別記様式第1号）

・団体概要や活動概要が明記されているか。		
・担当者の連絡先が明記されているか		

○別紙（別記様式第1号関係）

・事業区分が記載されているか。		
・重点テーマに該当する場合、テーマ名の記載がされているか。		
・事業目的は、事業を行う背景や課題、必要性が記載されているか。 重点テーマの場合は、該当する旨が明確に記載されているか。		
・事業内容は、具体的に記載されているか。また、新基準に該当する事業として申請する場合は要件欄に記載されているか。		
・事業効果は、数値やそれに替わる方法で設定されているか。また、その把握方法が明らかになっているか。		
・広報表示は、表示場所や内容が具体的に記載されているか。		
・事業費内訳は、具体的に記載されているか。また、積算の根拠となる資料が添付されているか。		
・対象外経費が含まれていないか。（人件費、スタッフ保険料、食糧費など）		
・金額は消費税込みで計算されているか。		
・仕入控除税額の申告を行う団体か。この場合、交付対象経費から仕入に係る消費税額を除いているか。		
・事業の区分にあった補助率となっているか。		
・事業実施に必要な資金見通しは立っているか。（自己負担分の確保）		
・支援金基本額小計欄は千円未満切り捨てとなっているか。		
・特記事項欄に 2050 ゼロカーボンに向けたプラスワンアクションが記載されているか。		

○事業計画図書（位置図、見取図、設計図、設計書等）

・必要なものが添付されているか		
-----------------	--	--

○公共的団体等の規約（会則）

・添付されているか		
-----------	--	--

○団体の歳入歳出予算書（直近のもの）

・添付されているか		
-----------	--	--

○その他、地域振興局が必要と認める書類

・事業計画提出書類チェックリスト（本票）		
・必要に応じ活動内容が分かる資料等（新聞記事など）が添付されているか。		

記載例 1（新基準 A をイメージしたもの）

（別記様式第 1 号）（第 3 の 1 関係）

地域発 元気づくり支援金事業計画書

申請する地域振興局名
を記入してください。

〇〇地域振興局長 様

団体名を記入してください。
押印は省略可能です。（他の様式におい
ても同様です）
※押印を省略した場合、本人確認等をす
ることがあります。

団体の文書番号を
記載（なくても可）

番 号
令和 7 年 1 月 〇 日

申請者 A 市〇〇会
代表 松本 太郎

令和 7 年度において、地域発 元気づくり支援金事業を実施したいので、別紙のとおり
事業計画書を提出します。

申 請 団 体 名 （代表者名）	A 市〇〇会 代表 松本 太郎
所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 A 市〇〇〇番地
設 立 年 月	昭和 50 年 4 月 1 日
構 成 員 数	〇〇名
主な取組内容 及び今後の活動	A 市には〇〇があり、観光資源となるなど地域振興に活用されてきた。当団体は〇〇の保全活動や観光活用のために、地域住民で結成した団体であり、これまで〇〇といった取組を行ってきた。 しかし、近年は団体構成員の高齢化の進行により、活動の継続が難しくなっていることから、当市と同様に〇〇が存在する隣接町村の B 町と C 村で活動する団体と連携協力し、活動を継続していくことを計画している。
申請事業一覧	〇〇の魅力発信による地域振興事業

複数の事業の申請を計画している場合は、全ての事業名を記入してください。

※申請者が公共的団体等（NPO、地域づくり団体等）の場合のみ必

なお、団体概要や活動概要が分かる資料を添付することでも可。

※申請事業一覧は、別紙（別記様式第 1 号関係）の事業名を記載すること。

書類の内容等について、お伺いさ
せていただく場合の事務担当者の連絡
先を記入してください。

担当部署名	事務局
電 話 番 号	〇〇〇〇-××-××××
FAX 番 号	〇〇〇〇-××-×××△
E-mail	□□□@・・・・・
担 当 者 名	松本 花子

記載例 2（新基準 B をイメージしたもの）

（別記様式第 1 号）（第 3 の 1 関係）

地域発 元気づくり支援金事業計画書

申請する地域振興局名
を記入してください。

〇〇地域振興局長 様

団体名を記入してください。
押印は省略可能です。（他の様式におい
ても同様です）
※押印を省略した場合、本人確認等をす
ることがあります。

団体の文書番号を
記載（なくても可）

番 号
令和 7 年 1 月〇日

申請者 〇〇プロジェクト
実行委員長 松本 太郎

令和 7 年度において、地域発 元気づくり支援金事業を実施したいので、別紙のとおり
事業計画書を提出します。

申 請 団 体 名 （代表者名）	〇〇プロジェクト 代表 松本 太郎
所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇町〇〇〇番地
設 立 年 月	平成 28 年 4 月 1 日
構 成 員 数	〇〇名
主な取組内容 及び今後の活動	当団体は〇〇駅前の企業や商店街の有志で立ち上げた団体であり、駅 前の活性化に関する取組として、〇〇等を行ってきた。 しかし、近年は地域の高齢化や人口減少が進んでおり、駅前におい ても空き店舗が出るなど、賑わいが失われつつある。こうした状況を変え るため、駅前の活気につながるよう若者も巻き込んだ取組を行ってい く。
申請事業一覧	〇〇〇〇〇事業

複数の事業の申請を計画している場合
は、全ての事業名を記入してください。

※申請者が公共的団体等（NPO、地域づくり団体等）の場合のみ必

なお、団体概要や活動概要が分かる資料を添付することでも可。

※申請事業一覧は、別紙（別記様式第 1 号関係）の事業名を記載すること。

書類の内容等について、お伺いさせ
ていただく場合の事務担当者の連絡
先を記入してください。

担当部署名	事務局
電 話 番 号	〇〇〇〇-××-××××
FAX 番 号	〇〇〇〇-××-×××△
E - m a i l	□□□@.....
担 当 者 名	松本 花子



主となる区分及び
関連する区分を必ず記載してください

申請者名 A 市〇〇会

事業名	〇〇を活用した地域振興事業		
事業区分	主となる区分	(3) 教育、文化・スポーツの振興に関する事業	
	関連する区分	(1) 地域協働の推進に関する事業	
事業タイプ	ソフト / ハード / ソフト・ハード (該当項目に○印を記入)		
重点支援対象事業			
実施箇所	A 市〇〇、B 町〇〇、C 村〇〇 等		
実施期間	事業開始予定年月日	令和 7 年 6 月〇日	
	事業終了予定年月日	令和 8 年 2 月〇日	
事業概要	①事業目的（200 字程度） （事業を行う背景・課題・必要性を記載）		
	＜背景・課題＞ ・A 市と B 町と C 村にはいずれも観光資源として活用されてきた〇〇があり、それぞれの地域の団体が独自に保全活動や観光振興に関する取組を行ってきた。 ・しかし、それぞれの団体のメンバーが高齢化してきており、新しい人材の確保も進まないことから、これまで続けてきた水準での活動の継続が難しくなってきた。また、観光客も減少傾向にあり、商店街や街並みの賑わいが失われつつあった。 ＜取組の必要性＞ ・各市町村にある〇〇は、地域のシンボルとなっている重要な地域資源であり、維持保全していく体制を確保することが必要である。また、地域の〇〇を取り戻し地域外の人を呼び込むための取組が必要とされている。		
	②事業内容（300 字程度） （実施時期、場所、規模、方法、モデル性、発展性等について具体的に記載）		
	1. 〇〇活動協議会の発足 ＜時期・場所＞ 令和 7 年 7 月 A 市〇〇〇 ＜規模・方法＞ A 市、B 町、C 村でそれぞれ活動してきた団体が集まり、 ・今後、連携して活動していくことの確認 ・活動の方向性の検討、これまでそれぞれ行ってきた活動の共有 ・連携した観光振興活動の検討 を議論する。（〇人程度）		
	2. 3 市町村の〇〇を活用したデジタルスタンプラリーの開催 ＜時期・場所＞		

重点支援対象事業に該当する場合のみ記載してください

項目毎に取り組みのポイントを記載してください

事業内容を項目毎に記載してください

	令和 7 年 10 月 各市町村の〇〇等 <規模・方法> ・ 3 市町村の〇〇や商店街を巡るデジタルスタンプラリーを開催する。 ・ 〇〇を訪問する際には保全活動等の体験もできるようにするなど、愛着を持ってもらい、再度、訪れてもらえるような取組とする。 （参加者目標：〇〇人） 【事業全体のモデル性・発展性等】 ・ 各市町村で実施してきた取組を連携することにより、体制を強化し、人材不足等を補い合い、継続性を高める。 ・ それぞれの地域の〇〇等を一体的に周遊するような観光コンテンツを協力して作り、連携した地域全体の観光集客力を高め、地域の賑わいにつなげる。 ③事業効果（200 字程度）（可能な限り数値化すること） （①の事業目的に対応した課題がどのように解消されるか記載） （注）新基準 B の成果目標を記載する場合は、記載不要。 ・ 保全活動への参加者の増：令和 7 年度目標〇人（令和 6 年度実績〇人） ・ デジタルスタンプラリーの参加者 〇人 ④広報表示（長野県 地域発 元気づくり支援金事業である旨の表示） （表示場所、内容等について具体的に表示方法を記載） ・ イベント周知用のチラシ、ポスター等に「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」と記載。 ⑤特記事項（合意形成、諸手続、住民の参画等、特に説明すべき事項を記載） （関係者との合意形成や関係法令等の手続き状況、その他アピールポイント等） ・ 各市町村の団体の代表者で話し合い、連携していく方向性で協調している。 ・ 将来的には他の観光コンテンツの作成のほか、観光ガイドの育成、地元企業からの協賛を得ること、〇〇に愛着を持ってくれた地域外の方が参加できるファンクラブの立ち上げなども検討中。 ・ 2050 ゼロカーボンに向けたプラスワンアクション デジタルスタンプラリー参加者に対して、マイボトルの持参を呼びかける。
--	---

※①～③の「〇字程度」は目安であり、必要に応じて超えた字数となっても差し支えありません。

新基準に該当する場合は、以下の欄を記載

※新基準Aと新基準Bのいずれも該当する場合は、両方記載してください。

新基準Bに該当する事業として計画している場合は、成果目標と資金計画を記載 広域的な連携事業	事業主体としての広域性（①と②の該当するものに記載） ① 異なる市町村の団体と連携して事業を実施する ・連携する団体名 1 : B 町〇〇会 (所在市町村名 : B 町) ・連携する団体名 2 : C 村〇〇会 (所在市町村名 : C 村) ・連携する団体名 3 : (所在市町村名 :) ※連携する団体の概要がわかる資料を添付 ※公表資料ではない資料を添付する場合は、県に提出することを 連携する団体の了承を得た上で提出すること ※連携する団体が市町村の場合は添付資料省略可	新基準Aに該当する事業として計画している場合は、①か②のどちらかを記載																															
	② 広域性のある団体として事業を実施する 団体の構成概要 ・ A 市の□□□と B 市の△△△が構成した団体 ※団体の構成概要がわかる資料を添付 事業計画書に添付した資料でわかる場合は省略可	①を記載している場合、②は記載不要。（記載例として記載しているもの）																															
新基準B 人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業	成果目標（地域の住民生活に目に見える変化をもたらすもので、事業達成できたか・できなかったかを検証できる目標を記載） 成果目標 : _____ 達成年度 : 令和〇年度 資金計画（事業に関する収入の見込を記載） (単位): _____ <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">内容</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">事業費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">収入</td><td>元気づくり支援金</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>〇〇参加料</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>協賛金</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>〇〇からの寄付</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>収入計</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※資金計画の内容がわかる資料を添付する場合は省略可	内容		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	事業費					収入	元気づくり支援金				〇〇参加料				協賛金				〇〇からの寄付				収入計				新基準Bに該当する事業として提出する場合の記載欄。 (この記載例は新基準Aに該当するものとして作成しているので記載なし。) 新基準Bの記載例は 5 ページ目以降を参照。 ※新基準 A と B の両方に該当する場合は両方記載して差し支えない。
内容		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																													
事業費																																	
収入	元気づくり支援金																																
	〇〇参加料																																
	協賛金																																
	〇〇からの寄付																																
	収入計																																

記 載 例 1

◆実施内容別事業費内訳

区分		内容	積算（説明）	事業費 a	対象経費 b	補助率	支援金 基本額 c (b×補助率)
ソフト事業	1.〇〇 活 動協議会の 発足	印刷費	@〇円×〇枚	30,000 円	30,000 円		会食代は食糧 費にあたり、対 象経費から除 外する。
		使用料	@〇円×2 回	20,000 円	20,000 円		
		交流会 飲食代	@〇円×〇人	200,000 円	0 円		
	2. デジタ ルススタンプ ラリー開催	システム 使用料	@〇円	600,000 円	600,000 円		
		広告費用	@〇円（詳細別紙）	200,000 円	200,000 円		
		ノベルティ 代	@〇円×〇個	110,000 円	110,000 円		
	小 計			1,160,000 円	960,000 円	3/4	720,000 円
ハード事業				円	円		
				円	円		
	小 計			0 円	0 円		0,000 円
	合 計			(A) 1160,000 円	(B) 960,000 円		(C) 720,000 円

会食代は食糧費にあたり、対象経費から除外する。

消費税込とし、税率は、10%で計算

※市町村等の事業は、対象経費 (b) は特定財源を控除した後の額を記載する。(特定財源を控除する内容が未定の場合は暫定的に振り分けること。)

※支援金基本額小計欄は千円未満切り捨てとする。

◆実施内容別事業費内訳については、「別添のとおり」とし、同じ項目が記載された任意の様式で置き換え可
(参考 「記載例 2」)

記 載 例 2

◆実施内容別事業費内訳

区分		内容	積算（説明）	事業費 a	対象経費 b	補助率	支援金 基本額 c (b × 補助率)
ソフト事業			別添のとおり				
	小 計				円	円	
ハード事業				円	円		
				円	円		
	小 計				円	円	
合 計				(A) 円	(B) 円		(C) 円

◆特定財源内訳

特定財源	説 明	金 額
地方債		0 円
分担金・負担金・寄付金	地元企業協賛金	100,000 円
事業収入		円
助成金	〇〇財団助成金	100,000 円
補助金	補助金名：A 市〇〇〇補助金	100,000 円
合 計		(D) 300,000 円

◆支援金要望（申請）額

市町村等	総事業費 A	対象経費 B	支援金基本額 C	支援金要望（申請）額
	円	円	, 000 円	, 000 円
公共的団体等	総事業費 A	支援金対象経費 B	支援金基本額 C	
	1160,000 円	960,000 円	720,000 円	
		特定財源 D	自己財源 E (A-D)	支援金要望（申請）額 (C と E のいずれか少ない額)
		300,000 円	860,000 円	720,000 円

※公共的団体等の支援金要望額は、支援金基本額(C)と自己財源(E)を比較していずれか少ない額とし、千円未満切り捨てとする。

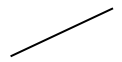
（添付書類）

- 1 事業計画図書（位置図、見取図、設計図、設計書等） 2 公共的団体等の規約（会則）
3 予算書 4 その他地域振興局長が必要と認める書類

※事業内容、事業費内訳等については別紙（様式任意）添付での対応も可

記載例(新基準 B をイメージ)

(優先順位)



主となる区分及び
関連する区分を必ず記載してください

申請者名 ○○○プロジェクト

事業名	○○○○○○事業		
事業区分	主となる区分	(3) 教育、文化・スポーツの振興に関する事業	
	関連する区分	特色ある観光地づくり	
事業タイプ	ソフト / ハード / ソフト・ハード (該当項目に○印を記入)		
重点支援 対象事業			
実施箇所	○○町○○		
実施期間	事業開始予定年月日	令和 7 年 6 月 ○ 日	
	事業終了予定年月日	令和 8 年 2 月 ○ 日	
事業概要	①事業目的（200 字程度） （事業を行う背景・課題・必要性を記載） ＜背景・課題＞ ・○○駅前商店街等の利用者が減少傾向にあり活気が失われつつある。 ・駅前の立地の良い場所に空き店舗があり、活用されない状況が続いている。 ・○○駅前は、駅を利用する学生やビジネス目的等で訪れた町外の方が、待ち時間を過ごすカフェ等の場所が少ない。 ＜取組の必要性＞ ・好立地である駅前に空き店舗が増えていくと、より駅前の活気が失われ悪循環につながるため有効活用する必要がある。 ・単なる待合室的な居場所を整備するのではなく、地域の活性化につながるような、利用者と地域を結びつける拠点の整備が必要。		
	②事業内容（300 字程度） （実施時期、場所、規模、方法、モデル性、発展性等について具体的に記載） 1. 空き店舗の改修 ＜時期・場所＞ 令和 7 年 7 月～9 月 ○○駅前○○店舗 ＜規模、方法等＞ 空き店舗を改修して、以下のスペースを整備する。 ・通学で駅を利用する学生が利用できるスペース（学習・交流） ・ビジネス目的等で駅を利用する町外者等が利用できるスペース（テレワーク、打合せ等） ・地域情報（観光・特産品等）を展示、発信するスペース		

重点支援対象事業に該当する場合のみ記載してください

項目毎に取り組むのポイントを記載してください

事業内容を項目毎に記載してください

	2. ワークショップの開催、地域情報の発信 ＜時期・場所＞ 令和 7 年 10 月～1 月（改修後店舗） ＜規模、方法等＞ ・利用学生や地元住民が参加するワークショップを開催。 ・活動内容の一つとして、観光情報発信スペースに設置する観光情報等の地域の魅力を発信するコンテンツ（冊子・動画等）を作成。 ・学生が自ら地元情報を発信する機会を得ることで、地域の魅力を再認識し、愛着を持つ契機とする。 ・町外者がビジネス等で活用できるスペースと地域の情報発信をするスペースを併設することで、地域の魅力を知ってもらう機会を創出する。（ワークショップは〇回程度の開催を予定） 【事業のモデル性・発展性等】 単に空き店舗を活用するだけでなく、様々な取組につながる拠点として整備。（若者の居場所、交流、地域の魅力の認識、町外者等に対する地域情報の発信、駅前利用の利便性の向上等） 将来的には、地元企業等の賛同を得ながら、さらに交流や企画につながる場となるように検討していく。 ③事業効果（200 字程度）（可能な限り数値化すること） （①の事業目的に対応した課題がどのように解消されるか記載） （注）新基準 B の成果目標を記載する場合は、記載不要。 ④広報表示（長野県 地域発 元気づくり支援金事業である旨の表示） （表示場所、内容等について具体的に表示方法を記載） ・改修した施設に「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」と記載した看板を設置。 ・作成した地域情報を発信するコンテンツ（冊子等）に「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」と記載。 ⑤特記事項（合意形成、諸手続、住民の参画等、特に説明すべき事項を記載） （関係者との合意形成や関係法令等の手続状況、その他アピールポイント等） ・改修施設近隣関係者との調整：〇〇〇〇 ・空き店舗活用に関する調整：〇〇〇〇 ・改修工事に関する協議：〇〇〇 ・駅利用者に対するニーズ調査：〇〇〇〇 ・2050 ゼロカーボンに向けたプラスワンアクション ワークショップ参加者に対して、マイボトルの持参を呼びかける。	新基準 B に該当する事業として計画している場合は、記載不要 新基準 B に該当する事業として計画している場合は、記載不要
--	---	---

※①～③の「〇字程度」は目安であり、必要に応じて超えた字数となっても差し支えありません。
新基準に該当する場合は、以下の欄を記載

※新基準Aと新基準Bのいずれも該当する場合は、両方記載してください。

新基準 A 広域的な 連携事業	事業主体としての広域性（①と②の該当するものに記載） ① 異なる市町村の団体と連携して事業を実施する ・連携する団体名 1 : (所在市町村名 :) ・連携する団体名 2 : (所在市町村名 :) ・連携する団体名 3 : (所在市町村名 :) ※連携する団体の概要がわかる資料を添付 ※公表資料ではない資料を添付する場合は、県に提出することを 連携する団体の了承を得た上で提出すること ※連携する団体が市町村の場合は添付資料省略可 ② 広域性のある団体として事業を実施する 団体の構成概要 ※団体の構成概要がわかる資料を添付 事業計画書に添付した資料でわかる場合は省略可 新基準Bに該当 する事業として 提出する場合 は、成果目標と 資金計画を記載																															
新基準 B 人口減少下 において真に 持続可能な 地域づくりに 資する事業	成果目標（地域の住民生活に目に見える変化をもたらすもので、事業実施後に 達成できたか・できなかったかを検証できる目標を記載） 成果目標： <u>交流・情報発信拠点の整備</u> 達成年度：令和 7 年度 資金計画（事業に関する収入の見込を記載） (単位：千円) <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">内容</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">事業費</td><td>4, 200, 000</td><td>1, 600, 000</td><td>1, 000, 000</td></tr><tr><td rowspan="5">収入</td><td>元気づくり支援金</td><td>2, 850, 000</td><td>1, 200, 000</td><td>600, 000</td></tr><tr><td>スペース利用料</td><td>50, 000</td><td>100, 000</td><td>100, 000</td></tr><tr><td>地元企業協賛金</td><td>100, 000</td><td>100, 000</td><td>200, 000</td></tr><tr><td>町補助金</td><td>300, 000</td><td>200, 000</td><td>100, 000</td></tr><tr><td>収入計</td><td>3, 300, 000</td><td>1, 600, 000</td><td>1, 000, 000</td></tr></tbody></table> ※資金計画の内容がわかる資料を添付する場合は省略可	内容		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	事業費		4, 200, 000	1, 600, 000	1, 000, 000	収入	元気づくり支援金	2, 850, 000	1, 200, 000	600, 000	スペース利用料	50, 000	100, 000	100, 000	地元企業協賛金	100, 000	100, 000	200, 000	町補助金	300, 000	200, 000	100, 000	収入計	3, 300, 000	1, 600, 000	1, 000, 000
内容		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																												
事業費		4, 200, 000	1, 600, 000	1, 000, 000																												
収入	元気づくり支援金	2, 850, 000	1, 200, 000	600, 000																												
	スペース利用料	50, 000	100, 000	100, 000																												
	地元企業協賛金	100, 000	100, 000	200, 000																												
	町補助金	300, 000	200, 000	100, 000																												
	収入計	3, 300, 000	1, 600, 000	1, 000, 000																												

別 紙（別記様式第 1 号関係）

消費税込とし、税率は、10%で計算

◆実施内容別事業費内訳

区分		内容	積算（説明）	事業費 a	対象経費 b	補助率	支援金 基本額 c (b × 補助率)
ソフト事業	ワークショ ップ開催等	事務用品 代		円	円		
		情報発信 コンテンツ 作成料	別添のとおり		円		
	小 計			600,000 円	600,000 円	3/4	450,000 円
ハード事業	空き店舗 改修	工事費		円	円		
			別添のとおり		円		
	小 計			3,600,000 円	3,600,000 円	2/3	2,400,000 円
合 計				(A) 4,200,000 円	(B) 4,200,000 円		(C) 2,850,000 円

※市町村等の事業は、対象経費(b)は特定財源を控除した後の額を記載する。（特定財源を控除する内容が未定の場合は暫定的に振り分けること。）

※支援金基本額小計欄は千円未満切り捨てとする。

◆特定財源内訳

特定財源	説 明	金 額
地方債		円
分担金・負担金・寄付金	地元企業協賛金	100,000 円
事業収入	スペース利用料	50,000 円
助成金		円
補助金	補助金名：〇〇町〇〇補助金	300,000 円
合 計		(D) 450,000 円

◆支援金要望（申請）額

市町村等	総事業費 A	対象経費 B	支援金基本額 C	支援金要望（申請）額
	円	円	,000 円	,000 円
公共的団体等	総事業費 A	支援金対象経費 B	支援金基本額 C	
		4,200,000 円	2,850,000 円	
	4,200,000 円	特定財源 D	自己財源 E (A-D)	支援金要望（申請）額 (C と E のいずれか少ない額)
		450,000 円	3,750,000 円	2,850,000 円

※公共的団体等の支援金要望額は、支援金基本額(C)と自己財源(E)を比較していずれか少ない額とし、千円未満切り捨てとする。

別 紙（別記様式第 1 号関係）

（添付書類）

- 1 事業計画図書（位置図、見取図、設計図、設計書等）
- 2 公共的団体等の規約（会則）
- 3 予算書
- 4 その他地域振興局長が必要と認める書類

※事業内容、事業費内訳等については別紙（様式任意）添付での対応も可

参考様式記載例

◆実施内容別事業費内訳

区 分		内 容	積算（説明）		事業費a	対象経費 b	補助率	支援金 基本額 c (b×補助率)			
			単価 × 数量 × 回数 単位								
ソフト事業	〇〇〇	〇〇代	300 円 × 200 個 × 5 回		300,000 円	300,000 円					
		〇〇代	1,600 円 × 20 個 × 5 回		160,000 円	160,000 円					
	〇〇〇	講師謝金	200,000 円 × 1 人 × 1 回		200,000 円	200,000 円					
		講師謝金	100,000 円 × 2 人 × 1 回		200,000 円	200,000 円					
		交流会会食代	2,000 円 × 100 人 × 1 回		200,000 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
		(ソフト事業) 小 計				1,060,000 円			860,000 円	3/4	645,000 円
		ハード事業	〇〇〇	〇〇 (積算内訳は別紙設計書参照)	210,000 円 × 1 式 × 1 回				210,000 円	210,000 円	
			円 × × 回		0 円	0 円					
			円 × × 回		0 円	0 円					
(ハード事業) 小 計				210,000 円	210,000 円	2/3	140,000 円				
合 計					(A) 1,270,000 円	(B) 1,070,000 円		(C) 785,000 円			

※市町村等の事業は、対象経費 (b) は特定財源を控除した後の額を記載する。（特定財源を控除する内容が未定の場合は暫定的に振り分けること。）
※支援金基本額小計欄は千円未満切り捨てとする。

地域発 元気づくり支援金市町村意見書

市町村名 _____

団体名	
事業名	

＜申請事業について＞

- 事業計画は、当市町村の総合計画や実施計画に位置付けられた事業と整合が
- この事業に当市町村として何らかの関与を
(例: 事業の依頼、後援等)
- 申請事業の実施にあたり、市町村への届出や許認可が
(届出、許認可の内容: _____)

取れている	取れていない
行っている	行っていない
必要	不要

＜申請団体について＞

- 申請団体の活動について、当市町村内では
- 申請団体と当市町村は、過去に(現在、近い将来)、連携をとって事業を実施したことがある(している、する可能性がある)
- 申請団体に対し、これまでに補助等、何らかの支援実績が

広く住民に知られている	一部に知られている	知られていない
協働・連携の実績あり		特になし
ある	ない	

＜その他特記事項＞

--

＜参考＞

- 申請事業に活用できる市町村の補助制度は
- その補助制度に、この事業は申請して

ある	ない
いる	いない

【記入上の注意事項】

- ・各項目について、該当するものに○をつけてください。
- ・「その他特記事項」欄は、市町村が申請事業に期待する事項、市町村が申請団体と連携している事項、広域性がある場合はその内容を記入してください。また、補足説明や特に意見等がある場合もこの欄に記入してください。

交付申請

「地域発 元気づくり支援金」交付申請提出書類チェックリスト

事業名		団体名	
-----	--	-----	--

提出書類	チェック
------	------

○地域発 元気づくり支援金交付申請書（別記様式第3号）

・支援金専用口座が開設され、申請書に記載されているか。	
・会計責任者が定められ、申請書に記載されているか。	

○事業計画書別紙（別記様式第1号関係）

・事業内容は具体的に記載されているか。	
・ヒアリング時の指摘事項が修正されているか。	
・事業費内訳が具体的に記載されているか。積算の根拠資料が添付されているか。	
・広報表示の方法が具体的に記載されているか。	
・特記事項欄に 2050 ゼロカーボンに向けたプラスワンアクションが記載されているか。	

○事業計画図書（位置図、見取図、設計図、設計書等）

・必要なものが添付されているか。	
------------------	--

○公共的団体等の規約（会則）

・添付されているか。※計画時と変更のない場合は提出不要	
-----------------------------	--

○団体の歳入歳出予算書（直近のもの）

・添付されているか。	
------------	--

○事業費内訳書（任意様式）

・事業費内訳が具体的に記載されているか。積算の根拠資料が添付されているか。	
・講師等謝金について1時間あたりの単価、人数が申請書に明記されているか。	
・講師等謝金について、単価が高額である場合、その必要性、妥当性を示す資料が添付されているか。	

○地域発 元気づくり支援金事業事前着手届（別記様式第8号）

・交付決定日前に事業を開始する場合に提出されているか。	
・届出の日付（様式右上の日付）は着手年月日以前となっているか。	
・着手及び完了予定年月日が、事業計画書別紙（別記様式第1号関係）に記載した事業開始予定年月日及び事業終了予定年月日と一致しているか。	

○その他地域振興局が必要と認める書類

・内示にあたっての付帯条件（意見）等があった場合、その対応状況が添付資料等により確認できるか。	
・交付申請提出書類チェックリスト（本票）	

(別記様式第3号)(第3の2関係)

地域発 元気づくり支援金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

住 所
団体名
申請者

令和 年度において、地域発 元気づくり支援金事業(事業名:)
を別紙のとおり実施したいので、下記の金額を交付してください。

記

金 円

- 連絡先
- ・担当部署:
 - ・担当者名:
 - ・電話番号:
 - ・FAX 番号:
 - ・メールアドレス:

※上記連絡先を取材目的によるマスコミに情報提供することについて(注1)
同意します ・ 同意しません

- 支援金専用口座等(注2)
- ・金融機関名:
 - ・支店名等:
 - ・口座の種類: 普通 ・ 当座
 - ・口座番号:
(フリガナ)
 - ・口座名義人:
 - ・会計責任者氏名:

(注1) マスコミへの連絡先の情報提供の有無について丸印を記載

(注2) 支援金専用口座等については、公共的団体のみの記載

なお、別紙は、地域発 元気づくり支援金事業計画書別紙(別記様式第1号関係)によること。

(別記様式第4号)(第3の4関係)

地域発 元気づくり支援金事業内容変更承認申請(届出)書

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

申 請 者

令和 年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定の
あった令和 年度地域発 元気づくり支援金事業を、下記のとおり変更実施したいので承認
してください(届け出ます)。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由

3 変更の内容

区分	変更内容	総事業費	交付対象経費	内 訳		
				支援金	特定財源	その他
当初 計画						
変更 計画						

団 体 名	
担当部署名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E・m a i l	
担 当 者 名	

(添付書類) 変更事業計画図(位置図、見取図、変更設計図等変更内容がわかる書類)

(別記様式第5号)(第3の4関係)

地域発 元気づくり支援金事業中止（廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

申 請 者

令和 年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定の
あった令和 年度地域発 元気づくり支援金事業を、下記のとおり中止（廃止）したいの
で承認してください。

記

- 1 事業名
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業を中止する期間
- 5 事業実施の見通し

団 体 名	
担当部署名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E・m a i l	
担 当 者 名	

(別記様式第6号)(第3の4関係)

地域発 元気づくり支援金事業期間延長承認申請書

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

申 請 者

令和 年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定の
あった令和 年度地域発 元気づくり支援金事業の実施期間を、下記のとおり延長したい
ので承認してください。

記

- 1 事業名
- 2 事業が予定期間内に完了しない理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業期間延長後の完了予定期日

団 体 名	
担当部署名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E・m a i l	
担 当 者 名	

(別記様式第7号)(第3の4関係)

地域発 元気づくり支援金交付申請取下書

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

申 請 者

令和 年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定の
あった令和 年度地域発 元気づくり支援金事業に係る交付申請を、下記の理由により取り下げます。

記

1 事 業 名

2 交付申請取り下げの理由

団 体 名	
担当部署名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E・m a i l	
担 当 者 名	

(別記様式第8号)(第3の5関係)

地域発 元気づくり支援金事業事前着手届

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

申 請 者

令和 年度において地域発 元気づくり支援金事業としての実施を要望する別紙の事業について、下記のとおり交付決定前に着手しますので届け出ます。
なお、本件について交付の内示がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 要望事業の名称

2 事前着手の理由

3 着手及び完了予定年月日

団 体 名	
担当部署名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E・m a i l	
担 当 者 名	

※別紙は、地域発 元気づくり支援金事業計画書別紙（別記様式第1号関係）によること。

(別記様式第9号)(第3の6関係)

地域発 元気づくり支援金事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

団体名：
代表者名：
会計責任者名(注)：

令和 年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定のあつた令和 年度地域発 元気づくり支援金事業(事業名：)
を別紙のとおり実施しました。

担当部署名	
電話番号	
FAX 番号	
E・m a i l	
担当者名	

※別紙は、地域発 元気づくり支援金実績報告書(個表)(別記様式第9号関係)によること。

(注) 会計責任者名は公共的団体のみ記載

別紙(別記様式第9号関係)

申請者名

事業名									
事業区分	主となる区分								
	関連する区分								
事業タイプ	ソフト / ハード / ソフト・ハード (該当項目に○印を記入)								
重点支援対象事業									
実施箇所									
実施期間	事業開始年月日	令和 年 月 日							
	事業終了年月日	令和 年 月 日							
事業概要	①事業目的								
	②事業内容(モデル性、発展性等についても記載) ※新基準Aにより交付決定を受けた事業のうち、異なる市町村の団体と連携して事業を実施するとしたものは、どのように連携して事業を実施したかも記載								
	③事業効果(可能な限り数値化すること)								
	【新基準Bにより交付決定を受けた事業は以下も記載】 <table><tr><td>成果目標(※1)</td><td></td></tr><tr><td>達成年度(※1)</td><td>令和 年度</td></tr><tr><td>達成状況(※2)</td><td></td></tr></table> ※1 成果目標及び達成年度は、事業計画書別紙に記載したものを転記 ※2 達成年度を次年度以降としている場合は、進捗状況を記載。達成状況や進捗状況が計画どおりでない場合は、その理由と今後の対応も記載			成果目標(※1)		達成年度(※1)	令和 年度	達成状況(※2)	
	成果目標(※1)								
	達成年度(※1)	令和 年度							
	達成状況(※2)								
	④広報表示(長野県 地域発 元気づくり支援金事業である旨の表示)								
	⑤特記事項(合意形成、諸手続、住民の参画等、特に説明すべき事項を記載)								

(別記様式第 9 号関係)

◆実施内容別事業費内訳

区分		内容	積算（説明）	事業費 a	対象経費 b	補助率	支援金 基本額 c (b × 補助率)
ソフト事業				円	円		
				円	円		
	小 計			円	円		, 000 円
ハード事業				円	円		
				円	円		
	小 計			円	円		, 000 円
合 計				(A) 円	(B) 円		(C) , 000 円

※市町村等の事業は、対象経費(b)は特定財源を控除した後の額を記載する。（特定財源を控除する内容が未定の場合は暫定的に振り分けること。）
※支援金基本額小計欄は千円未満切り捨てとする。

◆特定財源内訳

特定財源	説 明	金 額
地方債		円
分担金・負担金・寄付金		円
事業収入		円
助成金		円
補助金	補助金名：	円
合 計		(D) 円

◆支援金充当額

市町村等	総事業費 A	対象経費 B	支援金基本額 C	支援金充当額
	円	円	, 000 円	, 000 円
公共的団体等	総事業費 A	支援金対象経費 B	支援金基本額 C	
	円	円	, 000 円	
		特定財源 D	自己財源 E (A-D)	支援金充当額 (C と E のいずれか少ない額)
		円	円	, 000 円

※公共的団体等の支援金充当額は、支援金基本額(C)と自己財源(E)を比較していずれか少ない額とし、千円未満切り捨てとする。

(添付書類)

- 事業実績図書（位置図、見取図、設計図、設計書）
- 契約書、支出証拠書、給付完了検査書（写し）、写真等事業の実施がわかる書類
- 公共的団体については、会計簿・補助簿(収入も記載)、支援金専用口座通帳の写し
- その他地域振興局長が必要と認める書類

※事業内容、事業費内訳等については別紙（様式任意）添付での対応も可

(別記様式第 10 号)（第 3 の 7 関係）

地域発 元気づくり支援金交付（概算払）請求書

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

住 所
団 体 名
代表者名

令和 年 月 日付け長野県 地域振興局達（指令） 第 号で額の確定（交付決定）のあった令和 年度地域発 元気づくり支援金を、下記のとおり交付（概算払）してください。

記

事業名

金 円

確定額 (交付決定額)	交付（概算払）額			残 額	請求日現在 出 来 高
	既交付額	今回請求額	計		
円	円	円	円	円	%

※ 支援金の振込先口座
注) 交付申請書に記載した口座を記入してください。

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

担当部署名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E・m a i l	
担 当 者 名	

(別記様式第 11 号) (第 3 の 7 関係)

地域発 元気づくり支援金事業財産処分承認申請書

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

申 請 者

令和 年度において地域発 元気づくり支援金事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認してください。

記

1 事 業 名

2 処分の理由

3 処分の内容

4 処分対象財産の現況

5 処分対象財産の取得時の状況

財産の内容	取 得 年月日	取得金額	取得金額の内訳		備 考
			支援金	その他	
		円	円	円	

6 処分の相手方

7 処分の方法、価格、貸付期間、条件等

団 体 名	
担当部署名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
E・m a i l	
担 当 者 名	

「地域発 元気づくり支援金」活用事業補助簿

○団体名：

○事業名：

番号 (注)	年月日	収 支 明 細	収入金額	支出金額
1	年 月 日		円	円
2	年 月 日		円	円
3	年 月 日		円	円
4	年 月 日		円	円
5	年 月 日		円	円
6	年 月 日		円	円
7	年 月 日		円	円
8	年 月 日		円	円
9	年 月 日		円	円
10	年 月 日		円	円
11	年 月 日		円	円
12	年 月 日		円	円
13	年 月 日		円	円
14	年 月 日		円	円
15	年 月 日		円	円
16	年 月 日		円	円
17	年 月 日		円	円
18	年 月 日		円	円
19	年 月 日		円	円
20	年 月 日		円	円
合 計			円	円

(注) 証拠書（領収書、請求書）の番号

※ 証拠書類は一覧表のどの項目に該当するか分かるように番号を記載し、金額等が一致しているか確認の上、番号順に編冊して提出してください。

○代表者、会計責任者以外の者による確認

(※当該団体以外の者による確認の場合には、確認者の住所を記入してください。)

上記関係書類を照合精査した結果、正確に処理されていたことを確認いたしました。

令和 年 月 日 氏名

(※住所)

団体名:〇〇プロジェクト実行委員会
事業名:〇〇プロジェクト

記 載 例

補 助 簿 （ 詳 細 版 ）

番号	年月日	収支内容	相手方	収入金額	支出金額	実 施 内 容 （ 支 出 金 額 明 細 ）											
						ソフト					ハード				支援金対象計	支援金対象外	合計
						植栽経費 (苗代等)	加工品製造経 費 (材料費)	シンポジウム	マルシェ	計	包装機械	古民家改修 (材料費等)		計			
1	****	苗代	〇〇種苗		300,000	300,000				300,000				0	300,000		300,000
2	*****	肥料代	〇〇〇〇		160,000	160,000				160,000				0	160,000		160,000
3	*****	加工品材料費	〇〇〇〇		30,000		30,000			30,000				0	30,000		30,000
4	*****	包装機械	〇〇〇〇		230,000					0	230,000			230,000	230,000		230,000
5	*****	講師謝金××××	〇〇〇〇		100,000			100,000		100,000				0	100,000		100,000
6	*****	講師謝金□□□□	〇〇〇〇		100,000			100,000		100,000				0	100,000		100,000
7	*****	古民家改修	〇〇〇〇		1,500,000					0		1,500,000		1,500,000	1,500,000		1,500,000
8	*****	会場使用料	〇〇〇〇		400,000				400,000	400,000				0	400,000		400,000
9	*****	広告掲載料	〇〇〇〇		150,000				150,000	150,000				0	150,000		150,000
10	*****	会食代	〇〇〇〇		200,000					0				0	0	200,000	200,000
11	*****	商品売上	〇〇〇〇	350,000						0				0	0		0
12	*****	企業協賛金	〇〇〇〇	500,000						0				0	0		0
13	*****	出展料	〇〇〇〇	100,000						0				0	0		0
14										0				0	0		0
15										0				0	0		0
16										0				0	0		0
17										0				0	0		0
18										0				0	0		0
19										0				0	0		0
20										0				0	0		0
合計				950,000	3,170,000	460,000	30,000	200,000	550,000	1,240,000	230,000	1,500,000	0	1,730,000	2,970,000	200,000	3,170,000

※ 証拠書類は一覧表のどの項目に該当するか分かるように番号を記載し、金額等が一致しているか確認の上、番号順に編冊して提出してください。

○代表者、会計責任者以外の者による確認
(※当該団体以外の者による確認の場合には、確認者の住所を記入してください。)

上記関係書類を照合精査した結果、正確に処理されていたことを確認いたしました。

令和 年 月 日 氏名

(※住所)

記 載 例

証 拠 書 類

事業名:〇〇プロジェクト

No.

1

支出内容	苗代
支払先	〇〇種苗

書類整備確認(チェック項目)

	書類有無	日付の記載	宛名	品名・数量等	複数見積
見 積 書	☒ 有・無	レ	レ	レ	レ(2者)
請 求 書	☒ 有・無	レ	レ	レ	－
領 収 書	☒ 有・無	レ	レ	レ	－

※ 概算払請求時は、領収書ではなく、請求書の添付でも可。

納品確認(給付完了検査)

納品日	確認者

見積書、請求書等貼付欄
(A4サイズの見積書、請求書は貼付不要)

見積書、請求書等貼付欄
(A4サイズの見積書、請求書は貼付不要)

記 載 例

(〇〇地域)

令和〇〇年度 地域発 元気づくり支援金事業総括書

事業名	〇〇を活用した地域振興事業
事業主体 (連絡先)	A市〇〇会 A市〇〇〇番地
事業区分	(3) 教育、文化・スポーツの振興に関する事業
事業タイプ	ソフト
総事業費	1,135,500円 (うち支援金: 701,000円)

事業内容

A市、B町、C村で個々に活動していた団体が今後の連携して〇〇の取組をしていくため、〇〇協議会を発足。

連携した事業としてそれぞれの市町村にある〇〇を活用したデジタルスタンプラリーを開催。

- ・〇〇協議会の発足: 〇月〇日
- ・デジタルスタンプラリーの開催: 〇月〇日～〇日

(活動写真)

【〇〇の様子】

事業効果

- ①それぞれの団体の構成員の高齢化が進み、活動の継続が難しくなっていたが、同様の活動をしていた団体と連携して活動することにより体制が強化された。
- ②これまで〇〇を活かした観光事業を実施してきたが、3市町村の〇〇を一体的に周遊する事業を実施し、観光コンテンツとしての価値を向上することができた。
(デジタルスタンプラリー参加者: 〇名)
- ③デジタルスタンプラリーに参加した観光客には体験型イベントも提供し、よりこの地域への理解と愛着を深めてもらう機会になった。

【目標・ねらい】

- ①〇〇活動の体制強化
- ②A市、B町、C市の〇〇を一体的に活かした観光事業の実施
- ③観光客等の来訪者の増加

※自己評価 【 A 】

【理由】

- ・これまでそれぞれの団体で行っていた〇〇の保全活動の持続に一定の道筋がついた。
- ・3市町村の団体で連携した観光事業を実施し、一体的に地域を知ってもらう機会を創出することができた。

今後の取り組み

- ・〇〇に愛着を持ってくれた地域外の人に参加できるファンクラブを立ち上げ、より地域を知り体験してもらう取組を計画。
- ・〇〇の保存活動をより持続可能な取組とするため、地域外の方も参加してもらうとともに地域の若者にも知ってもらい、参加につながるようなイベントを実施する。
- ・活動を継続する上での資金面も強化するため、協賛してくれる企業の掘り起こしやクラウドファンディングについても検討していく。

※ 自己評価欄は、地域活性化に及ぼす事業効果について、以下から選択のこと。

「A」: 予定を上回る効果が得られた 「B」: 予定していた効果が得られた

「C」: 一定の事業効果はあったが事業実施方法や今後の活用等について、工夫や改善を要する点がある

お問い合わせ先一覧

地 域	お問い合わせ先
小諸市、佐久市 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 企画振興課 電話 0267-63-3132 FAX 0267-63-3105 E-mail: sakuchi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
上田市、東御市 小県郡	上田地域振興局 企画振興課 電話 0268-25-7112 FAX 0268-25-7115 E-mail: uedachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
岡谷市、諏訪市 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 企画振興課 電話 0266-57-2901 FAX 0266-57-2904 E-mail: suwachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
伊那市、駒ヶ根市 上伊那郡	上伊那地域振興局 企画振興課 電話 0265-76-6801 FAX 0265-78-2116 E-mail: kamichi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 リニア活用・企画振興課 電話 0265-53-0401 FAX 0265-53-0404 E-mail: minamichi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
木曽郡	木曽地域振興局 企画振興課 電話 0264-25-2212 FAX 0264-23-2583 E-mail: kisochi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
松本市、塩尻市 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 企画振興課 電話 0263-40-1902 FAX 0263-47-7821 E-mail: matsuchi-kikakushinko@pref.nagano.lg.jp
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 企画振興課 電話 0261-23-6501 FAX 0261-23-6504 E-mail: kitachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
長野市、須坂市 千曲市、埴科郡 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 企画振興課 電話 026-234-9501 FAX 026-234-9504 E-mail: nagachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
中野市、飯山市 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 企画振興課 電話 0269-23-0201 FAX 0269-23-0256 E-mail: hokuchi-kikaku@pref.nagano.lg.jp
全域	県庁 企画振興部 地域振興課 活力創出係 電話 026-235-7021 FAX 026-232-2557 E-mail: katsuryoku@pref.nagano.lg.jp

様式ダウンロードのページについて

南信州地域振興局では、申請団体の皆様の書類作成に係る負担を軽減するため、「エクセル版」の様式を提供しています。ご活用ください。

長野県 HP

ホーム > 南信州地域振興局 > 地域発 元気づくり支援金 > 南信州地域振興局地域発 元気づくり支援金

長野県
Nagano Prefecture

音声読み上げ AA 文字サイズ・色合い変更 Foreign Language 検索

防災・安全 暮らし・環境 健康・医療・福祉 教育・子育て 仕事・産業・観光 社会基盤 県政情報・統計

ホーム > 南信州地域振興局 > 地域発 元気づくり支援金 > 南信州地域振興局地域発 元気づくり支援金

更新日：2022年11月30日

南信州地域振興局

地域発 元気づくり支援金

南信州地域振興局地域発 元気づくり支援金

庁舎案内
サイトマップ

長野県では、豊かさが実感でき、活力あふれる輝く地域づくりを進めるため、市町村や公共の団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付しています。

制度の詳細については、地域振興課のページをご覧ください。

「地域発 元気づくり支援金」の詳細

【令和5年度事業の募集】

1 募集期間

令和5年1月4日（水曜日）から令和5年2月1日（水曜日）まで

2 応募方法

- (1)市町村、広域連合、一部事務組合の皆様は、南信州地域振興局リニア活用・企画振興課に応募書類を1部提出してください。
- (2)公共の団体等の皆様は、活動拠点のある市町村（企画担当課）に応募書類を2部提出してください。
（応募いただいた書類は、市町村から南信州地域振興局に提出されます。）

PDF [地域発 元気づくり支援金の概要（南信州地域）（PDF：154KB）](#)

PDF [事業申請にあたっての留意点・よくあるご質問（南信州地域）（PDF：458KB）](#)

【応募書類】

- (1) **Excel** [地域発 元気づくり支援金事業計画書及び別紙（南信州地域振興局エクセル様式）（エクセル：108KB）](#)

※ **PDF** [「事業計画書・別紙」記載例（PDF：480KB）](#) に倣って記載してください。

- (2)経費の積算を説明する書類（1件2万円以上の場合は見積書）
- (3)事業計画図書（位置図、見取図、設計図、設計書等）
- (4)公共の団体等の規約（会則）
- (5)団体の歳入歳出予算書（直近のもの）
- (6)その他、必要に応じて事業内容を説明する書類等
- (7)チェックリスト

※その他の様式及び通常版様式は長野県企画振興部地域振興課のページからダウンロード可能です。

元気づくり支援金のお受け取りまで「つなぎ融資」をご利用ください

元気づくり活動 応援貸付金

～ 1年以内のご返済は年利1.5%で融資します ～

ご融資対象： 主たる事務所が長野県内にある非営利活動団体

(定款や会則、寄付行為等で非営利活動の団体と確認できれば法人格は問いません)

ご融資額： 元気づくり支援金の内定額の範囲内（上限500万円）

利息： 年利1.5%（1年以内の一括返済）

ご融資条件等： 申請団体の代表者を含め連帯保証人2名以上が必要

お申込みは随時受付け（融資の決定まで概ね1ヶ月）

お申し込みの前に、まずはチェックを

- ☐ 元気づくり支援金の交付決定通知は受け取りましたか？
- ☐ 申請団体の規約（定款など）や、役員名簿の写しを提供できますか？
- ☐ 借入れについて、役員会（理事会など）で承認を得られますか？
- ☐ 資金使途（お金の使い道）は明確になっていますか？

特定非営利活動法人 NPO夢バンク

貸金業登録：長野県知事(長T7)第01112号

〒381-0034 長野市大字高田1029番地1 エンドウビル1F

電話/FAX 026-223-4321

ホームページ：<https://www.npo-yumebank.org/>

※ 組織のガバナンスや資金調達の透明性等の点からもご検討ください

※ 金利や返済期間についてご希望に添えない場合や、ご融資できない場合があります

元気づくり支援金のつなぎ融資以外のご融資についても、お気軽にご相談ください

単年度事業の資金調達イメージ



元気づくり支援金
内定金額 ¥600,000 円

資金計画（案1）把握している収支を記入した

必要な資金（費用）	金額（円）	調達の方法（予定）	金額（円）
花いっぱい実践活動（ソフト）	332,555	〇〇〇補助金	300,000
シンポジウム	480,000	参加費など負担金	180,000
花いっぱい実践活動（ハード）	298,600	寄付金	0
		自己資金	0
		その他	0
合計①	1,111,155	合計②	480,000

※ 合計①と合計②は一致しないので資金計画になっていない

合計②	—	合計①	=	▲631,155 円
-----	---	-----	---	------------



資金計画（案2）自己負担を考慮しつつ、内定金額¥600,000 円の範囲で借入れた

必要な資金（費用）	金額（円）	調達の方法（予定）	金額（円）
花いっぱい実践活動（ソフト）	332,555	〇〇〇補助金	300,000
シンポジウム	480,000	参加費など負担金	180,000
花いっぱい実践活動（ハード）	298,600	寄付金	30,000
		自己資金	13,155
支払い利息など	9,000	短期借入金（NPO夢バンク）	600,000
諸費	3,000	その他	0
合計①	1,123,155	合計②	1,123,155

合計②	—	合計①	=	0 円
-----	---	-----	---	-----



花いっぱい実践活動（実施事業）完了後
地域振興局へ事業の実績報告書や交付請求書等を提出



元気づくり支援金入金
¥600,000 円

NPO夢バンクに1年以内に返済
（年利1.5%）



返済

参考金額

100日で返済	¥602,465 円
250日で返済	¥606,164 円
365日で返済	¥609,000 円

特定非営利活動法人
NPO夢バンク
貸金業登録
長野県知事(長T7)第01112号

※ 支払利息や振り込み手数料等の費用はご負担ください

寄付助成事業「事業指定プログラム」のご案内

事業指定プログラムは、地域活性化や地域課題の解決を目的とする様々な公共的活動（事業プログラム）を、寄付を通じて応援することを目的とする当財団が行う助成事業です。寄付者は、様々な活動の中から自分が応援したい事業プログラムを選んで寄付します。

集まった応援（寄付金）は、皆様のそれぞれの活動を実施するために活用いただけます。

○対象事業

県内で公共的活動を行う団体が行う次のいずれかに該当する事業が対象です。

- ・行政又は公的な団体その他の主体が十分対応できていない地域課題又は生活課題の解決を図ることを目的とした事業
- ・社会的な課題の解決又は社会変革を目的とした事業
- ・継続的かつ効果的な課題解決の手段が確立していない分野において、実施手段などがモデルとして活用可能な先駆的事业
- ・自団体の活動資金獲得の仕組みづくり又は製品開発を目的とした事業

○寄付を受け取るまでの流れ

事業プログラムの立案・寄付募集の開始

寄付募集のPR※1※2

寄付金のお渡し※3

※1 寄付募集の広報活動は、申請団体様と当財団が協働で行います。

※2 寄付金は、寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象となります。

※3 寄付サイト及び法人運営経費として寄付総額から10%を頂戴します。

○寄付募集を開始するには

本プログラムの実施にあたっては、原則として「長野県みらいベース」へ団体登録（登録料2,000円）が必要です。実施を希望する団体で未登録の場合は、早めに登録手続きを行ってください。なお、団体登録の方法は、「長野県みらいベース | NPOの方へ」（<https://www.mirai-kikin.or.jp/npo/>）をご覧ください。



長野県みらいベース
(団体登録ご案内)

登録済みの団体で本プログラムの実施を希望する場合は、以下までご連絡ください。

○お問い合わせ

公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所

〒390-0852 松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎2階

電話：0263-50-5535 FAX：0263-50-6561 E-mail：matsumoto@mirai-kikin.or.jp

長野県みらい基金は、寄付者と公共的活動を行う団体をつなぎます。

